

【全員協議会の概要】

令和元年6月5日（水）

午前9時30分 開会

加藤 鉦一 議長

ただいまから、全員協議会を開会します。議員各位、また防衛省の皆様におかれましては、御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、イージス・アショアについて、防衛省から説明を受け、それに対する質疑を行うため、この会議を開催したところであります。

さて、本会議は、秋田県議会会議規則第129条に基づく「協議又は調整を行うための場」として定められております。そのため、会議を進行するに当たり、まず、座長を選出する必要があります。これまでの例では、議長が、この会議を進行しておりましたが、今回も、引き続き、議長が座長を務めることとしてよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

加藤 鉦一 座長（議長）

それでは、私が、座長として会議を進行します。

次に、席順についてですが、席順は、ただいま着席しているとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

加藤 鉦一 座長（議長）

御異議ないものと認め、席順はただいま着席しているとおりとします。

次に、会議の傍聴についてですが、規程により、座長の許可を得た者が傍聴できることになっておりますので、報道機関等の傍聴は認めることとします。

次に、本日の会議の進め方ですが、冒頭、防衛省に説明を求め、その後、会派ごとに質疑を行う形で進行したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

初めに、本日御説明や質疑に応答いただく防衛省の職員の方を御紹介いたします。

まず、深澤雅貴大臣官房審議官です。

深澤雅貴大臣官房審議官

よろしく申し上げます。

加藤 鉦一 座長（議長）

つづきまして、伊藤茂樹東北防衛局長です。

伊藤茂樹東北防衛局長

よろしく申し上げます。

加藤 鉦一 座長（議長）

つづきまして、五味賢至戦略企画課長です。

五味賢至戦略企画課長

よろしく申し上げます。

加藤鉦一座長（議長）

お三方をはじめ、防衛省の皆様、本日はよろしく申し上げます。

それでは、早速防衛省に説明を求めますが、本日報道にあったようなことが事実であるとすれば大変遺憾であります。こういうことを含めて、しっかりとした説明を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に、深澤大臣官房審議官より御挨拶をお願いいたします。

深澤雅貴大臣官房審議官

本日は、大変お忙しい中、加藤議長、佐藤副議長を初め、秋田県議会議員の皆様方におかれましては、お時間を頂き感謝申し上げます。

今議長からお話がありました件につきましては、まず御説明の前におわびをさせていただきたいと思っております。説明資料の「他の国有地の検討」におきまして、国有地と遮蔽となる山の角度等につきまして、データの誤りがございました。大変申し訳ございませんでした。この原因につきましては、地図データの取り扱いが適切でなかったことによるものでございますが、二度とこのようなことはないように再発防止を徹底したいと考えています。内容につきましては、後ほど正誤表等で御説明をいたしますが、住民である地元の皆様方の御理解をいただく上では、正確な情報、データに基づいて御説明することが何よりも大切であると認識していますが、今回このようなことになりましたことにつきましては誠に申し訳なく思っています。大変申し訳ありませんでした。

それでは、説明に移らせていただきたいと思います。私から主なポイントを御説明させていただきます。イージス・アショアの配備に関しまして、防衛省におきましては配備候補地である新屋演習場において安全に配備、運用できるか否か、今年の10月から各種調査を実施してまいりました。また、あわせて防衛省で進めてまいりました検討の結果につきましてもまとめましたので、今般皆様に対し御説明をさせていただきたいと思っております。説明の資料につきましては、戦略企画課長の五味からこの後行わせていただきますが、概要について、私から主なポイントについて簡単に申し上げます。

まず、イージス・アショアのレーダー波につきましては、周辺住民の皆様の人体に対して影響を及ぼしません。医療機器や電子機器の作動にも影響はございません。また、秋田空港に離発着する旅客機の運航やドクターヘリ、防災ヘリの運航にも影響はございません。また、イージス・アショアのレーダー施設及び垂直発射装置——VLSと住宅地や学校との間に700メートルの緩衝地帯を設けることといたしました。これに伴いまして、演習場西側一帯の県有地を取得させていただきたいと考えております。

施設配置案につきましては、地元の皆様に対し具体的かつ視覚的に分かりやすいものをお示しするために、そこにございますジオラマを作成させていただきました。

さらに、「イージス・アショアの施設が攻撃目標になるのではないか。」「演習場の近傍には住宅地や学校が所在しており、警備態勢を万全にすべき。」といった御指摘もいただいております。このことにつきましては、配備部隊の人員規模を当初の計画よりも約50名増強を行います。そのほか、非常に高いレベルの警備態勢を構築し、いかなる事態にあっても周辺住民の皆様を守り抜くことをお約束いたします。

また、広域監視装置を設置いたしまして、海岸から洋上、24時間、365日、監視をいたしまして、海上保安庁との連携態勢を強化いたします。

こうした対策や措置を講ずることによりまして、防衛省といたしましては新屋演習場にイージス・アショアを安全に配備、運用できるものと考えています。

それでは、資料の説明に移らせていただきたいと思います。

五味賢至戦略企画課長

早速ではございますが、お手元の資料に基づき、御説明をさせていただきます。

まず、資料の表紙をおめくりいただきますと、「はじめに」とございまして、本日の説明の趣旨を書いています。昨年10月から実施してきました各種調査の結果等、それを踏まえた安全・安心対策など、防衛省としての検討結果について御説明をさせていただきますものでございます。

右のページ（3ページ）に目次がございますが、これらの項目について御説明をいたします。そのうち、特に国有地の検討の部分で、先ほど深澤からありました遮蔽に関する角度の部分ですが、こちらについては正誤表ということで、後ほど御説明をさせていただければと考えております。

次のページ（4ページ）からは、電波環境調査の結果について御説明をさせていただきます。右のページ（5ページ）にございますように、電波環境調査におきましては、人体への影響など9項目についてイージス・アショアのレーダー電波による影響の有無というものを調査いたしました。

おめくりいただきまして、右のページ、7ページ目ですが、電波環境調査の考え方と結果を総括しております。イージス・アショアの実際の運用におきましては、弾道ミサイルを探知するためのレーダー波を日本海側のみに向けて放射しまして、陸地側にこうしたレーダー波の放射というものは基本的には想定をしておりません。他方、今回の電波環境調査につきましては、電磁波の影響を懸念する声にしっかりと応えるために、実際の運用よりもはるかに厳しく、理論上最も厳しい条件——つまり探知のためのレーダー波を全周360度、水平近くで照射する場合の影響を評価することといたしまして、そのような理論上最も厳しい条件下においても所要の措置を講ずることによりまして、電磁波による周辺への影響はないことが分かったということでございます。

下のほうに「実測調査の結果」とありますが、これにつきましてはレーダーの性能に係る技術情報に基づく計算値と実測値の関係を御理解いただくため、中SAM（陸上自衛隊保有の中距離地对空誘導弾）のレーダーを使って実測しましたが、中SAMレーダーによる実測値はこの計算値を大きく下回りました。この調査結果によりまして、レーダーと間にある地形や植生などの遮蔽物、大気中の水分やちりなどによりまして電波は大きく減衰すること、計算値で考えておけば安全であるということを目に見える形でお示しできたと考えております。

それから、人体への影響につきましては、イージス・アショアの計算値はレーダーから230メートル以遠では電波防護指針に定める基準値1ミリワットパー平方センチメートル（ $1\text{ mW} / \text{cm}^2$ ）を下回るということ、それから演習場の敷地境界よりも離れた場所では更に値が小さくなるということが分かったところです。さらに、実際の電波の

強さは、計算値を下回るということで、地域住民の健康に影響はございません。

それから、医療機器などへの影響につきましては、演習場の敷地境界の付近でもペースメーカーに影響はございません。補聴器を含む医療機器や電子機器は、建物の壁やレーダーとの間にある地形、植生などの遮蔽物によりまして電波が大きく減衰いたしますし、さらにレーダー施設の防護壁に電波吸収体を設置することにより、医療機器などへの影響はなく、安全に万全を期すことができます。

このように、実際の運用よりはるかに厳しく、理論上最も厳しい条件下でも、電波の影響はないことが分かったため、実際には更に安全だと考えております。次のページ以降では、データをお示ししなら個別に見ていきたいと考えております。

8ページ目でございます。実測調査の結果でございます。この調査によりまして、電波法令に基づく計算は人体への影響を過小評価しないものであり、手法として妥当であるということをお示しすることができたと考えております。結果と考察のところにありますように、全ての計測地点において、実測値は計算値を大きく下回る結果となりました。主な要因といたしましては、遮蔽物による減衰、大気中の水分などによる減衰であると考えております。

右のページ（9ページ）では、各地点の計算値と実測値をお示ししておりますが、レーダーから比較的近く、遮蔽物のない見通し線内の地点におきましても、実測値が計算値の約2分の1以下となる結果となっております。また、秋田商業高校の地点は、樹木などが遮蔽となり、電波は大きく減衰し、実測値が計算値を大きく下回り、1,000分の——1万分の1といった結果となりました。イーリス・アショアのレーダーについても、同様に実測値が計算値を下回るものと考えております。

次のページ（10ページ）では、イーリス・アショアのレーダーの机上計算値と電波防護指針の基準との関係をイメージで示しております。レーダー施設から半径230メートルより離れた場所では人体への影響がなく、安全という結果になっております。

右のページ（11ページ）につきましては、演習場の敷地境界や周辺地域の各地点における机上計算値をお示ししております。先ほど申し上げましたとおり、イーリス・アショアの実際の運用におきましては、弾道ミサイルを探知するためのレーダー波を日本海側のみに向けて放射いたしますが、この計算値の算出に当たりましては、実際の運用よりもはるかに厳しく、理論上最も厳しい条件——つまり探知のためのレーダー波を全周360度、水平近くで照射する場合で算出をしております。御覧いただきますと、演習場の敷地境界のどの地点におきましても、基準値であります1ミリワットパー平方センチメートルを下回っておりますし、周辺の住宅地や学校では更に低い値となっているということがお分かりいただけると思います。

次のページ、12ページ目でございます。こちらは、ペースメーカーへの影響でございます。イーリス・アショアのレーダーにつきましては、周辺地域の皆様の心臓ペースメーカーの作動にも影響を与えることはないという結果でございます。心臓ペースメーカーにつきましては、国際標準化機構——ISO規格を満たすよう製造されているため、一定の電磁耐性がございます。この規格から基準となる電波の強度を算出いたしまして、基準値を満たしているかどうか確認をいたしました。

右のページ（13ページ）に具体的な計算値をお示ししておりますが、演習場の外柵付近及びその周辺において基準値を超える場所はありませんので、周辺地域の皆様のペースメーカーに影響を与えることはございません。

次のページ、14ページ目でございますが、補聴器への影響についてでございます。イージス・アショアのレーダー電波は、周辺地域の皆様の補聴器の作動にも影響を与えることはないという結果が出ております。補聴器を含む医療機器につきましては、日本工業規格——JIS規格を満たすよう製造されているため、一定の電磁耐性がございます。この規格から基準となる電波の強度を算出したしまして、基準値を満たしているかどうか確認をしたところでございます。

右のページ（15ページ）に具体的な計算値をお示ししておりますが、演習場の敷地境界、住宅地側では基準値をクリアしております。周辺住宅地についても同様でございます。他方、演習場西側の県道——これは後ほど御説明をいたしますが、付けかえさせていただくということで考えております——その付けかえ後の県道の一部の地点におきましては、基準値を超える場所がございます。この地点につきましても、電波吸収体を設置すれば基準値をクリアすることができますので、補聴器の作動に影響することはございません。電波吸収体につきましては、後ほど御説明をいたします。

次のページ、16ページ目でございます。医療機器への影響についてでございます。イージス・アショアのレーダー電波は、医療機器の作動に影響を与えないという結果でございます。医療機器に適用されるJIS規格から基準となる電力束密度——電波の強度を表すものでございますが——これを在宅医療の医療機器と医療施設の医療機器、それぞれについて算出をいたしまして、基準値を満たしているかどうか確認をいたしました。影響の評価に当たりましては、建物の壁で電波が減衰すること、遮蔽となる地形によりまして電波は大きく減衰すること、それから電波吸収体を設置すれば電波は更に大きく減衰するといった点が重要ということになります。

右のページ（17ページ）につきましては、在宅医療機器への影響についてでございます。建物の壁による減衰については、国際電気通信連合——ITUが計算式を勧告しております、一般的な建物におきましては5.8デシベル減衰いたします。周辺地域の各地点における計算値を地図上にお示ししておりますが、これは建物の壁による減衰を考慮したものということになっております。このように、建物の壁により電波は減衰をするため、在宅医療機器の作動に影響することはございません。さらに、レーダーと在宅医療機器を使用する住宅などとの間の地形などの遮蔽によりまして、実際には電波は大きく減衰しますし、電波吸収体を設置すれば、電波は更に大きく減衰するということとなります。

次のページ、18ページ目でございます。病院の医療機器への影響についてでございます。周辺地域の病院における計算値をお示ししております。建物の壁により電波は減衰するため、各病院の医療機器の作動に影響することはございません。さらに、レーダーと病院との間の地形などの遮蔽によりまして、電波は大きく減衰しますし、電波吸収体を設置すれば電波は更に大きく減衰するということとなります。

右のページ（19ページ）につきましては、演習場の近傍に仮に医療施設があった場

合の医療機器への影響についてお示ししております。ここで示しておりますとおり、演習場の近傍に医療施設がある場合には基準値を超える計算値となっておりますが、レーダーとの間の地形や樹木などの遮蔽によりまして、電波は大きく減衰しますし、電波吸収体を設置すれば電波は更に大きく減衰するということとなりますので、その効果によりまして、今後近傍に医療施設が設置されたとしても、その医療機器の作動に影響することはございません。

次のページ、20ページ目でございますが、こちらはテレビ、パソコンなどの電子機器への影響についてでございます。イージス・アショアのレーダー電波につきましては、周辺地域の皆様が使用する電子機器の作動に影響を与えないという結果でございます。

右のページ(21ページ)につきましては、周辺地域の各地点における計算値をお示ししております。演習場の近傍の場所においては基準値を超える計算値というふうになっておりますが、レーダーとの間の地形、それから樹木などの遮蔽により電波は大きく減衰をいたしますし、電波吸収体を設置すれば電波は更に大きく減衰することとなりますので、その効果によりまして演習場近傍の場所においても電子機器の作動に影響することはないということでございます。

次のページ(22ページ)でございます。他の無線局の影響についてでございます。イージス・アショアのレーダー電波につきましては、携帯電話の基地局など、周辺に所在する無線施設に干渉することなく運用をいたします。イージス・アショアはSバンド(2~4GHz)の周波数を使用しておりますが、秋田市では放送局の固定局、携帯電話基地局、それから構内無線局、アマチュア無線につきましては、同じ周波数帯域が使用されていることが分かりました。このため、イージス・アショアが使用する周波数がこれらの無線施設に干渉しないように、既存無線施設が使用している周波数を使用せず、運用をいたします。

右のページ、23ページ目からは、航空機への影響についてでございます。イージス・アショアのレーダー電波につきましては、秋田空港に離発着する旅客機、定期運航便の運航に影響を与えないという結果でございます。民間旅客機につきましては、米国航空無線技術委員会——RTCAが定める規格に適合するよう製造されておりますが、秋田空港に離発着する機体に適用されている電磁耐性の基準から、レーダーが照射される場合であったとしても影響のない距離を算出したしまして、既存の航空路に干渉するかどうか確認をいたしました。

次のページ(24ページ)は、航空路とレーダー照射の影響範囲の位置関係をお示しをしております。図にある黄色の扇形がレーダー照射の影響範囲です。この扇形と3つの航空路が平面的に見ますと交差しているように見えますが、右のページ(25ページ)にございますとおり、高度的に分離をしており、いずれの航空路とも干渉していないため、旅客機の運航に影響することはありません。

次のページ、26ページ目でございますが、ドクターヘリなどへの影響についてでございます。ドクターヘリなどの緊急ヘリにつきましては、万が一にも運航に影響を与えることのないよう、具体的な措置を講じてまいります。ドクターヘリなどの緊急ヘリについても、米国航空無線技術委員会——RTCAが定める規格から、レーダーが照射さ

れた場合でも影響のない距離を算出したしまして、ドクターヘリのランデブースポット——臨時離発着場との位置関係というものを確認いたしております。

右のページ（27ページ）につきましては、具体的な位置関係を示しております。運行に影響を与えないための具体的な措置については、後ほど御説明をさせていただきます。

次のページ（28ページ）につきましては、その他の無人航空機やセスナ機などへの影響についてでございます。これらにつきましては必要となる措置に関しまして、今後国土交通省と調整・協議を進めてまいりたいと考えております。

右のページ、29ページにつきましては、農畜産物への影響についてでございます。イージス・アショアのレーダー電波は、農作物などの植物や家畜などの動物に影響を与えないという結果が出てきているところでございます。

次のページ、30ページ目でございます。ここからは、地質・測量調査などについてでございます。

1枚おめくりいただきまして32ページでございますが、最初に測量調査についてでございます。演習場内の正確な地形、高さに関する情報を入手いたしまして、施設配置は可能であるという結果が出てきております。

右のページ（33ページ）でございますが、ボーリング調査によりまして地下30メートル程度のところに建物の基礎を支えるだけの強度を持つ地盤があることが分かりました。また、ボーリング調査による地下水への影響はございませんでした。

次のページ、34ページ目からは施設配置の検討についてでございます。この検討におきましては、右のページ（35ページ）にあるとおり、ゾーニングの検討、配置する施設、配置案の比較検討を実施しております。

1枚おめくりをいただきまして、36ページ目でございますが、まずは大まかな配置を検討するゾーニングを行いまして、運用地区と管理地区を東西に並べる案と南北に並べる案の2つの案をベースに施設配置案を検討いたしました。

右のページ（37ページ）につきましては、配置する施設でございます。運用地区につきましては、レーダー施設、VLS——垂直発射装置を配置いたしまして、管理地区につきましては隊庁舎、整備場、倉庫などを配置いたします。また、火薬庫につきましては、運用地区と管理地区にそれぞれ配置をするということになっております。

次のページ（38ページ）からは、具体的な施設配置案でございます。施設配置案につきましては、3つの案を検討しております。左のページ（38ページ）が配置案1で、運用地区と管理地区を演習場の中央に集約する案です。右のページ（39ページ）が配置案2ということで、管理地区と運用地区を南北に配置する案になっております。次のページ（40ページ）は、配置案3でございますが、配置案2のレーダーとVSLの位置を変えたものとなっております。

右のページ（41ページ）は、検討結果でございます。3つの案につきまして、ここにありますように施設の運用の観点、住宅地との距離などの安全・安心の観点、さらには改変面積や伐採面積などの施設整備の観点から比較検討した結果、配置案3が最も適当ということで、配置案3を選ぶこととしております。

次のページ、42ページ目からは、活断層、生物生態系調査についてでございます。右のページ（43ページ）につきましては、活断層調査でございますが、演習場の直下に活断層はないことを確認しております。

次のページ（44ページ）につきましては、生物生態系調査でございますが、法令で保護されているような生物、生態系は、演習場内、その周辺に分布していないということを確認いたしました。

右のページ、45ページ目からは、騒音と迎撃ミサイル発射時の噴煙についてでございます。1枚おめくりいただきまして、46ページでございますが、迎撃ミサイルの発射時の騒音と噴煙は、住民の皆様の人体に影響を与えることはないという結果でございます。

まずは、騒音についてでございますが、SM-3は発射後急速に上昇いたしまして、発射後の音響は時間とともに急激に減少するというので、発射時点において100デシベルを超える音響が発生する時間は数秒程度でございます。これは、WHOの基準の許容可能な騒音の継続時間にも合致するものでございます。

次に、噴煙についてでございますが、SM-3の噴煙は風や時間により拡散をしますが、拡散の程度をシミュレーションしたところ、VLSから200メートル以上離れていれば、身体に影響がないということが分かっております。VLSの保安距離は、後ほど御説明をいたしますが、約250メートルに設定しておりますので、これを満たしております。

右のページ（47ページ）は、レーダー施設稼働時の騒音についてでございますが、レーダー施設の稼働時の騒音は施設近傍で会話ができるほどでございますが、問題はありません。我が国のイージス・アショアにつきましては、商用電力の使用を基本としますので、騒音の心配はございませんし、非常用として発動発電機を整備しておりますが、消音設備を整えた屋内に設置をするため、この場合も騒音の心配はございません。

次のページ、48ページ目から他の国有地の検討ということでございます。ここの部分におきましてデータの不備がございました。改めましてお詫を申し上げます。他方で、今回の検討についてでございますが——他の国有地の検討につきましては、各種調査の結果、仮に配備候補地が不適となった場合に備えて、防衛省、自衛隊所管外の国有地について、配備候補地となり得るものがあるか否かについて検討したというものでございます。

これまでに実施したシミュレーション分析の結果、イージス・アショアで我が国全域を防護するためには、日本海側に配置すること、それから秋田県付近と山口県付近に配置することが必要ということが分かってきております。このため、本検討におきましては、北は青森県、秋田県、山形県、西は島根県西部、山口県に該当する国有地というものを対象として調査しております。

次のページ（50ページ）でございます。検討につきましては、防衛省・自衛隊所管外の国有地につきまして、配備候補地となるものがあるかどうか、このような形——記載のプロセスで検討をしております。

右のページ（51ページ）は、検討結果についてでございます。ここの部分につつま

して、詳細に御説明をしたいと思えます。次のページ（52ページ）以降で具体的な検討プロセスを見ていただくということにしたいと思えます。

まず、国有地の抽出についてでございますが、約1平方キロメートル以上のなるべく平たんな敷地で、日本海側に位置している国有地を抽出した結果、ここにあります18カ所が該当いたしました。

右のページ、53ページでございますが、青森県の抽出結果ということになっております。次のページ（54ページ）が秋田県の抽出結果でございます。さらに、右のページ、55ページ目が山形県の抽出結果ということになっております。

次のページ（56ページ）、遮蔽に関する検討でございますが、この部分におきましてデータの誤りがございました。データの誤りにつきましては、先ほど深澤から説明がありましたが、今回の検討におきましては当該国有地の周囲に遮蔽物がないかどうかを確認するというところで、遮蔽物になり得るものがある場合には国有地との間の見通し線の角度がどれくらいになるかを計算したところでございます。その際、地図データの取り扱いが適切ではなく——高さ、縦方向の部分でございます。それと、距離、横方向の部分の縮尺の割合が整合しない形になるといった人為的なミスが生じてしまったために、角度の計算に誤りがあったということが判明いたしました。このため、再度計算をやり直して、正誤表の形で今示させていただいておりますが、こういった数字というものを改めて示させていただきたいと考えております。重ねて、このようなことが起きたということに関して、本当に申し訳なく思っておりますが、このようなミスが生じないように再発防止策というものをしっかりとっていきたいと考えております。

それで、具体的な数字でございますが、ここにありますように青森県の鱒ヶ沢町、にかほ市、由利本荘市、それぞれこういった形で訂正をさせていただきたいと考えております。実際この遮蔽に問題があるかどうかということについて——その目安となる角度というものにつきまして、我々としては、これは10度ということでございます。この理由につきましては、72ページを見ていただければと思えます。イービス・アショアのレーダーにつきましては、探知後、ミサイルの飛翔、上昇に合わせまして、こういった形でメインビームを照射しながらミサイルを追尾していくこととなりますが、このメインビームがどこまで追尾をするかということにつきましては、迎撃が最終的に成功したか否か判別できるような角度のところまで照射を続けるとというのが基本になってくるところでございます。この際、弾道ミサイルの飛来する方向や迎撃の成否によっては、そのメインビームは日本海側の水平方向近くから天頂方向に上がりまして、弾道ミサイルの軌道に合わせて仰角を下げていくということとなりますが、レーダーの仰角を10度程度まで下げて、最後、迎撃が成功したか否か判断をするというようなことも十分想定されているところでございます。このような観点から、他の国有地における遮蔽物との位置関係においては、10度というものを一つの目安ということとしております。

そういう観点から考えますと、まず今回秋田の⑭番、男鹿市の部分でございますが、これについてはもともとは15度ということに誤ったデータを出しておりますが、これは4度ということで、遮蔽の観点からは問題はないということが出てきております。他方で、この男鹿市につきましては、御承知のとおり、石油の備蓄基地ということになっ

ておりまして、そのような観点からは、後ほど出てくる国有地の機能、役割という観点からすると、こういった重要な役割を担っているものを移転させるというのは困難と考えております。

それから、秋田の⑩、にかほ市、それから秋田⑪、由利本荘市、それから山形県⑮の遊佐町につきましては、こちらは約10度ということになりまして、この目安の約10度とほぼ同じような角度になっております。これにつきましては、10度ということで、遮蔽に関して難があるということですが、他方で10度の目安ぎりぎりというところがございます。これについては、この観点だけでどうかということもございませんが、我々としては実はこの部分につきましてはインフラの観点からも検討を行っております。この資料には出ておりませんが、今後しっかり資料を作成いたしまして、またしっかりお示しをさせていただきたいと思っておりますが、いずれもこのインフラの観点——例えば秋田県の⑩のにかほ市につきましては、電気、水道、道路の観点から問題があると考えております。それから、秋田県の⑪、由利本荘市につきましても、特に電気、水道の観点、それからこちらについても道路の観点から問題があると考えております。それから、山形県の遊佐町につきましては、電気の供給というものは可能ではございますが、水道、それから道路の観点から問題があるということが我々のこれまでの調査で分かってきております。いずれにしても、この部分については改めてしっかりとお示しをさせていただければと考えております。

次の58ページ目に移らせていただきます。インフラに関する検討ということで御説明をさせていただければと思っております。ここの部分につきましては、今申し上げた4カ所以外の残る10カ所について、現地確認などによって調べたところ、ここにありますが2カ所が電力、水道、道路などのインフラ面から不適であるということが分かりました。

右のページ、59ページ目でございますが、これについては国有地の機能、役割などに関する検討についてでございます。これについても、今申し上げた4カ所以外、残る8カ所については、国有地の機能・役割、住宅地などからの距離、その他の懸念事項の有無を調べさせていただきました。その結果、防風保安林などに指定をされておまして、配備のためには大半を伐採する必要があります。その場合には周辺地域に被害が発生すること、住宅地などの間に十分な距離を確保できないこと、津波による浸水が想定されていること、そういったことから不適であるということが分かったところがございます。

次のページ（60ページ）と右のページ（61ページ）は、青森の①から④の検討結果でございます。いずれも防風保安林であるということ、また津波の影響などもあることから、不適であるということが分かりました。

次のページ、62ページ、63ページでございますが、こちらについて、秋田⑥から⑧と山形⑰の検討結果でございますが、いずれも飛砂防備保安林であること、住宅地からの距離が十分に確保できないこと、津波の影響が大きいことから、不適であるということが分かったところがございます。

次のページ、64ページは、参考として自衛隊施設である青森県の弘前演習場についてお示しさせていただいております。これにつきましても、申し訳ございませんが、こ

の角度につきまして誤りがございまして、約11度ということになっております。いずれにしても、角度の観点から不適であるということが分かってきております。

また、今回抽出した国有地18カ所全てにつきまして、防護範囲のシミュレーションを改めて実施しました。その結果、新屋演習場、むつみ演習場のように、我が国全域を効果的に防護することはできないという結果が出てきております。特に青森県の国有地につきましては、秋田県及び山形県の国有地と比較しまして、防護範囲が更に小さくなるということが確認できております。

1枚おめくりください。次のページ（66ページ）からは防衛省の検討結果ということで、安全・安心のための具体的な措置について御説明をさせていただきます。

次のページ、68ページに本日御説明をさせていただく安全・安心のための具体的措置の項目を記載しております。まず、緩衝地帯の確保についてでございます。右のページ（69ページ）をごらんください。レーダーや垂直発射装置——VLSと住宅地や公共施設の間には緩衝地帯を確保して、700メートルの離隔をさせて、地図上、赤く塗ったところに配置をいたします。これまでの調査の結果から、電波の保安距離は230メートル、VLSの保安距離は約250メートルでありますので、これを確保して演習場外に影響のないように配置するということが可能でございます。しかしながら、知事からの御要望なども受けまして、レーダー、VLSをできる限り住宅地などから離隔をするために、700メートル離して施設を配置するということとさせていただいております。

次のページ、70ページからは、電波の影響を防ぐための措置についてでございます。まず、レーダーの運用について御説明をさせていただきますが、イージス・アショアのレーダーは基本的に相手の動きに応じまして弾道ミサイルを探知するための電波を出したり、止めたりします。そのため、24時間、365日、常にレーダー波を照射し続けるということは想定しておりません。

また、右のページ（71ページ）にございますように、イージス・アショアにつきましては弾道ミサイルの発射をより遠くで探知をするということから、日本海の海上、水平方向付近にレーダー電波を放射します。そのため、メインビームが地表に当たるということはございません。

さらに、次のページ（72ページ）でございますが、イージス・アショアのレーダーにつきましては、先ほど御説明したとおり、探知後、ミサイルの飛翔、上昇に合わせましてメインビームを照射して追尾を行います。この場合、常に一定以上の仰角を維持するというので、演習場周辺の市街地はもちろん、地表面に向かって照射するということはございません。

右のページ（73ページ）は、レーダーの保安距離についてでございます。イージス・アショアの保安距離は半径230メートルに設定をいたしまして、一般の方が立ち入らないように制限をいたします。

次のページ、74ページ目でございますが、こちらは電波吸収体の設置についての御説明でございます。イージス・アショアのレーダーの周囲に高さ10メートル程度の防護壁というものを設置することを想定しておりますが、その壁に電波吸収体を設置する

ことによりまして、サイドローブの多くをカットいたしまして、電磁波の影響を更に局限することができると考えております。

また、右のページ（75ページ）にございますように、イージス・アショアの実機が完成しましたら、まずアメリカにおいて実測により安全性を確認し、レーダー設置後につきましては、現地において実測により安全性を確実に確認してから運用を開始するということとします。さらに、運用開始後におきましても定期的に電波の強度の計測を行いまして、その結果を公表して、地元の皆様に御安心いただけるようにしたいと考えております。

また、次のページ、76ページ目でございますが、レーダーの事故や操作ミスを防ぐ機能についてでございます。イージス・アショアのレーダーのメインビームにつきましては、万が一にも地表へ照射されないよう、「電波を照射できる方向をあらかじめ設定（制限）する機能」、それから「万が一、地表付近にメインビームが照射されるような操作が行われた場合に、電波照射が停止する機能」というものを付与しております。

右のページ（77ページ）は、ドクターヘリなどの運航に影響を与えないための措置についてでございます。ドクターヘリなどが電磁耐性の基準値を超えるエリアを飛行する場合には、あらかじめ飛行の通知をいただきまして、必要に応じ電波を停止させるなどの措置をとるということにしております。これによりまして、平素、ドクターヘリなど緊急ヘリの運航に影響はございません。今後、連絡調整の手続を定めることとしておりまして、関係者の皆様と調整をさせていただきたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、次のページ（78ページ）からVLS関係の措置についてでございます。まず、イージス・アショアの垂直発射装置——VLSの保安距離につきましては、半径約250メートルに設定をして、一般の方が立ち入らないように制限をします。

また、右のページ（79ページ）にございますように、意図せず迎撃ミサイルが射出されたり、意図せずミサイルの燃料が燃焼しないようにするための措置を講じます。具体的にはイージス艦と同じ消火装置、固定器具を設置するとともに、避雷針を設置するなどの措置を講じまして、VLSを安全に運用します。

次のページ、80ページ目からは、その他必要となる措置ということで、まず県道の付けかえ及び県有地の取得についてでございます。69ページで御説明をさせていただきましたが、緩衝地帯として住宅などから700メートル離隔して、レーダー、VLSを配置することとしたため、保安距離が演習場外に及ぶことになることなどから、安全のため県道を西側に付けかえるとともに、演習場西側の県有地などの取得が必要となります。防衛省としては、緩衝地帯700メートルを確保するためにも、県有地を取得させていただきたいと考えております。

右のページ（81ページ）につきましては、風車の移転についてでございます。レーダーと風車の安全な運用のため、レーダー施設のすぐ近傍に位置することとなる風車につきましては、移転をさせていただく方向で県や企業との調整を進めてまいります。

次のページ、82ページ目からは警備態勢の構築についてでございます。まず、平素の警備態勢についてでございます。平素からテロ、破壊工作などを未然に防ぐため、普

通科部隊を中心とした警備部隊を配置いたしまして、警察とも情報共有を行います。

右のページ（８３ページ）につきましては、洋上の監視についてでございます。こちらについては、広域監視装置を設置しまして、海岸から広い範囲を２４時間、３６５日、監視をします。この監視によりまして、不審船などの情報を入手した場合には自衛隊の部隊は秋田海上保安部などに通報しまして、海上保安庁は巡視船の派遣などの対応を実施するという形になります。

次のページ（８４ページ）からは、事態緊迫時における警備態勢の強化についてでございます。事態に応じまして近傍の駐屯地から増援部隊を派遣しまして、テロや工作員の破壊活動を未然に防ぎます。そのほか、海上保安庁と協力をいたしまして、不審船などを確認し、工作員などの上陸を未然に防止するとともに、警察と協力をいたしまして、施設周辺を警戒し、危険を未然に防止させていただきます。

右のページ（８５ページ）につきましては、航空機などへの対処についてでございます。事態に応じまして、陸上自衛隊、航空自衛隊の対空防護部隊や海上自衛隊の護衛艦、哨戒機、航空自衛隊の戦闘機などを展開いたしまして、飛来する脅威から周辺地域を防護いたします。

次のページ、８６ページは、セキュリティー対策についてでございます。敷地への工作員などの侵入を防ぐため、柵、監視カメラ、警備センサーをしっかりと設置いたしまして、他の基地などよりもセキュリティーを強化させていただきます。

右のページ（８７ページ）につきましては、配置する部隊についてでございます。新屋には、イージス・アショアを運用する部隊だけではなく、周辺地域を防護する警備部隊も配置します。さらに、航空攻撃から防護する対空防護部隊というものも配置します。配置する自衛官につきましては、これまで約２００名と御説明をしておりましたが、検討の結果、現在のところ、計約２５０名を予定しているところでございます。

次のページ（８８ページ）につきましては、配備する装備品などについてでございます。確実な防護のため、警戒監視、侵入阻止、対地・対空脅威への対処を可能とする装備品などを平素から配備いたします。

以上のように、イージス・アショアや周辺地域を防護するため、万全な警備態勢を構築してまいります。

最後に、右のページ（８９ページ）から、イージス・アショアの必要性などについて、この機会に改めて御説明をさせていただければと思います。１枚おめくりいただきまして、９０ページ目でございますが、北朝鮮の弾道ミサイルにつきましては、かつて固定式のサイトでありましたので、発射の兆候を事前に把握することができましたが、近年は移動式発射台や潜水艦を用いて、奇襲的に弾道ミサイル攻撃ができる能力を向上してきており、弾道ミサイルの発射兆候を事前に把握することはますます困難になってきております。こうした状況の変化をしっかりと踏まえる必要があると考えております。

右のページ（９１ページ）でございますが、これまではこういった兆候を早期に把握して、イージス艦を洋上展開させていたしましたが、展開には一定の時間を要するというところでございます。仮にイージス艦が洋上展開するまでの間に弾道ミサイルが発射をされれば、イージス艦での迎撃は難しくなります。イージス・アショアということであれば、

24時間、365日、常に弾道ミサイルの脅威から日本全国を防護するための態勢というものを保つことができます。

次のページ（92ページ）でございます。「BMDイージス艦8隻体制になれば、イージス・アショアは要らないのではないか。」といった議論が国会でもなされております。このイージス艦8隻体制といいましても、艦艇につきましても、任務、休養、補給、訓練といったサイクルが頻繁に繰り返されます。また、5年間に1度、半年以上の期間を要する定期検査を実施する必要がございます、常時、一、二隻が非稼働状況になります。したがって、実際の任務に当たることができるのは2隻程度ということになるわけでございますが、2隻程度が洋上で弾道ミサイル対応をするためには、イージス艦をほぼこのBMD——弾道ミサイル防衛任務に専従をさせるという形で運用せざるを得ません。

他方で、そうした運用を行った場合には、右のページ（93ページ）でございますように、我が国周辺においては安全保障環境が非常に厳しくなっておりまして、周辺国の軍事活動が活発化するなどしておりまして、警戒監視などの所要は大幅に増加しています。そういった中で、イージス艦本来の任務である海洋の安全確保任務を実施することができなくなるというようなこととなります。そういったことから、イージス・アショアの導入によりまして、イージス艦を弾道ミサイル防衛以外の任務や訓練に充てられるようになりまして、我が国の対処力、抑止力を一層強化することが可能になると考えております。

次のページ、94ページ目でございますが、防護範囲のイメージを付けております。イージス・アショアを新屋演習場、むつみ演習場に配備できれば、24時間、365日、日本全域を守り続けるということが可能でございます。

また、右のページ（95ページ）でございますが、我が国が導入するイージス・アショアは、イージス艦よりも非常に優れた性能を有するLMSRというレーダーでございますが、こちらを搭載いたしまして——探知、追尾、同時対処の能力が飛躍的に向上してまいります。イージス艦につきましても、イージス・アショアのレーダーによる情報を基に迎撃ミサイルを発射することも可能でございます、そういった形で我が国全体として多数のミサイル攻撃、飽和攻撃に対しまして効率的に対処できるということにもなります。

次のページ、96ページ目でございますが、日本全域を防護できることに加えまして、できる限り早く配備することの双方を満たすのは新屋演習場とむつみ演習場だけということでございます。仮に配備候補地を変更した場合には、各種調査をもう一度実施する必要がございます、また用地取得をする必要がございます。このため、配備のための工事が結果として遅れるということになります。

右のページ（97ページ）でございますが、イージス・アショアに搭載する迎撃ミサイル——SM-3ブロックIIAの信頼性についてでございます。これまで試験で迎撃に至らなかったこともあったので、「信頼性がないのではないか。」といった指摘もなされることがございます。試験で迎撃に至らなかった当時、SM-3ブロックIIAは全ての開発プロセスを終えていたわけではなくて、改良、改善に取り組んでいる段階でござい

ました。これまで試験で判明した不具合、要改善事項は全て完成品のほうに反映をされておりまして、SM-3ブロックII Aは高い性能、信頼性を有しております。

次のページ、98ページ目でございますが、イージス・アショアの費用対効果について御説明します。イージス・アショアの導入は、そこにお示しをさせていただいたとおり、イージス艦の増勢よりも費用対効果の面で相当程度優れているということでございます。

右のページ（99ページ）でございますが、北朝鮮情勢との関係ということで——「北朝鮮との関係で、イージス・アショアの導入は必要がなくなったのではないか。」といった議論をされる方もいらっしゃいます。北朝鮮につきましては、昨年6月の米朝首脳会談以降、朝鮮半島の完全な非核化への意思は表明をしているところではございます。しかし、昨年6月の米朝首脳会談以降、1年近く——更にもう一度米朝首脳会談を行ったところでございますが——そういった形で1年近くたっておりますが、非核化に向けた具体的な行動は現時点においては見られていないという状況でございます。そういった意味で、北朝鮮の核、ミサイル能力に本質的な変化は生じておりません。具体的には核兵器の小型化、弾頭化については、その実現に実際もう既に至っていると見られますし、また我が国全域を射程に収める弾道ミサイルを数百発保有をして、実戦配備をしております。さらには、先ほど御説明したとおり、移動式発射台や潜水艦を用いて、我が国を奇襲的にミサイル攻撃ができる能力や、複数のミサイルを同時に発射する能力を引き続き保有をしているところでございます。5月には、国連安保理決議に違反する短距離弾道ミサイルというものも実施してきております。

以上、イージス・アショアの必要性について指摘されている論点も踏まえて御説明をさせていただきました。

最後、100ページ、結論でございます。右のページ（101ページ）にございまして、各種調査の結果、また住民の安心、安全を確保するための具体的な対策を踏まえますと、イージス・アショアのレーダー波は周辺住民の健康に影響を与えることはなく、心臓ペースメーカーを初めとする医療機器などに対しても影響はございません。また、秋田空港を離発着する旅客機、平素のドクターヘリ、防災ヘリの運航に対しても影響を生じさせることはありません。さらには、イージス・アショアだけではなく、周辺の地域を守るため、万全な警備態勢を構築いたしまして、いかなる事態においても住民の皆様を守り抜くこととしております。以上を踏まえますと、防衛省といたしましては、イージス・アショアは新屋演習場において安全に配備、運用できると考えております。引き続き、地元の皆様の御不安、御懸念を払拭いたしまして、配備に対する御理解を得るための努力を続けさせていただければと考えております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

加藤 鉦一座長（議長）

ありがとうございました。以上で説明は終了いたしました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑を会派ごとに行います。

なお、本日の各会派の割り当て時間は、防衛省側の答弁時間を含むものとなっておりますので、防衛省の職員の方は簡潔な答弁に努めてくださるようお願いいたします。

また、本日の会議の終了時間は正午をめぐりとしておりますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは初めに、自由民主党会派の質疑を行います。竹下博英議員の発言を許します。

竹下博英議員

おはようございます。きょうは朝から、そしてまた遠いところからおいでいただいたようで、大変御苦労さまです。

今の説明を聞いて、「さあ、質問しなさい。」と言われてもなかなか難しいというのが本音でございます。今さらながら会派を代表したのを少し後悔しておりますが、いずれ質問しなければなりませんので、質問させていただきます。

私の記憶によれば、イージス・アショアということが最初に出てきたのはたしか平成29年ころだったと思いますし、それに基づいて国会である程度審議されて、そして秋田のほうに説明に来られてから大体1年くらいだと思います。その間に様々なことがあったわけでございますが、この1年間を通じながら——そしてまたいろいろな陳情や請願等もありました。そしてまた、皆様方はイージス・アショアということを、常日ごろから国民の安全と安心のためにこれが必要だということで一生懸命その配備について考えてこられたと。私は、県議会議員でありますから、県民の安全と安心な暮らしのために様々なことをいつも考えているわけでございます。そしてまた、地域に住む人たちは、やはり地域の安全、安心、そしてまた自分自身の生活の安全、安心ということを念頭に置きながら生活していると。同じことを——皆様も安全で安心な暮らし、私どもも安全で安心な暮らし、そしてまた地域の人もそれを要望していると。そう言いながら、この1年間、なかなかイージス・アショアについて議論が深まっていけない。深澤さん、それは、なぜだと思いますか。

深澤雅貴大臣官房審議官

昨年の6月から配備候補地ということで御説明をさせていただいてきたわけですが、これまでの説明は各種調査の結果が出ていない状態ではございましたので、地域住民の方々の御不安や御懸念に対して具体的なデータをもって、その御説明をできるような状態ではございませんでした。今回そういった各種調査の結果ですとか、それを踏まえた防衛省の安全・安心対策も含めて具体的に御説明をすることによって、地元の皆様の御懸念、御不安を払拭できればと考えているところでございます。

竹下博英議員

そういう回答でしょうけれども、私は最初の第一歩、この踏み出す方向がまず間違っていたのではないかと思っているのです。というのは、今新聞紙上でも、どうしても山口県ありき、秋田県ありきとしてやったのではないかというようなことが報道されていますが、客観的に見てそういうような思いは私どももあります。特に最初の候補地を決めるときに、例えば自衛隊の所有する土地だけに限定しながら候補地を選んだとかというようなことを考えてみても、自分達の結論にどうしたら一般の方々を引きつけてこられるのかということがあのような気がしていますが、そういう思いはありませんでしたか。

深澤雅貴大臣官房審議官

自衛隊の所有している演習場なりを対象として配備候補地を選定したわけでありませ

が、これは北朝鮮を初めとする今の安全保障環境を踏まえると、弾道ミサイル防衛態勢をできるだけ早く、一刻も早く万全な態勢にする必要があるというところから、土地の取得が必要のない自衛隊の土地、施設を対象に配備候補地を選定したということでございます。

竹下博英議員

それで、実は皆さん方はいつも「地域住民に寄り添う。」「国民に寄り添う。」——大変ありがたい話でもありますが——皆さん方はそうやって頑張っていると理解しますが、一般の方々が「皆さん方がそうやって頑張っているのだ。」ということを理解して初めてそれが総合的に成り立つのです。例えばこの土地を選ぶときでも、やはり今出されたような「ほかの国有地も調べました。」「新屋も調べました。」、あるいはできるかできないかを別にしても民間でも——そのような、あらゆるものを調べながら、なおかつここについても調べて、「その結果こうですよ。」というところが欠けていたのではないかと思います。いかがですか。

深澤雅貴大臣官房審議官

繰り返して恐縮なのですが、私どもとしては北朝鮮を初めとする安全保障関係を踏まえると、一刻も早く弾道ミサイル防衛の態勢を強化する必要があるという観点から、自衛隊の施設をその対象に配備候補地を選ばせていただいたということでございます。

竹下博英議員

その過程で、50ページに、国有地について配備候補地となり得るうんぬんとありません。検討する①番から④番、国有地の抽出、遮蔽、インフラ、国有地の機能、こういうことが条件として当てはまるものを選んだということですが、この条件の中に地域住民との距離や地域住民の感情など、そういうものが当然入るべきだと思うのですが、そういう考えはございませんでしたか。

五味賢至戦略企画課長

まず、住民の方々の安全という観点からは、もともと配備候補地の選定の基準の中に、約1平方キロメートル以上の敷地が確保できるということを条件の一つとさせていたいております。なぜ1平方キロメートルかといいますと、その条件を満たす必要性があるという観点から、そもそも仮に配備する敷地の近傍に住宅地があったとしても、電磁波による人体への影響や発射の際の噴煙や衝撃といったものを敷地外に影響を与えることがなく——いわばその周辺に対する影響が生じないような形で配置できる程度の面積が、1平方キロメートルの敷地ということでこれまで検討を進めてきたところでございます。そういったことから、我々として説明ぶりが十分ではなかった部分もあったと思いますが、当然住民の皆様方、また周辺の環境に影響を与えないということがこの条件の中には入っていたと我々としては認識をしております。

竹下博英議員

先ほども言ったように、みんなが安全、安心な暮らしを切望しているときに、それぞれ考え方があって、もちろん皆様方は皆様方の立場があって、そしてまた私どもには私どもの立場があって、知事、それから市長にもそれぞれの立場があって、地域住民には安全で安心な暮らしをしたいという思いがあって、そういう思いの中で、どこをどうや

って調整していくかといったときに、やはり皆さん方のように力の強い、あるいは国、そういう強いところが同じ目線に立って寄り添う、あるいは話し合う——そういうような姿勢がお互いの信頼関係に結びつくのではないかと。皆さん方はそうやっているつもりでも、相手方がそう思わなければ、これは成り立たない話です。どうでしょうか、この後。

深澤雅貴大臣官房審議官

昨年の6月から御説明をさせてもらっている中で、知事さん、市長さんを初め、議員の皆さんや地元の方々からいろいろな懸念や不安を聞かせていただいております。そういったことも踏まえて、今回、防衛省における検討においては安心、安全のための措置ということで、様々な措置を御不安や御懸念に応えるために、その検討結果として御説明をさせていただいているところでございます。

竹下博英議員

それを踏まえて、例えばこれは新聞紙上ですが、佐竹知事は、「来年中には結論が出るのではないかと」という話もしていました。それから、穂積市長は、「二、三年掛かるのではないかと」という新聞報道がありました。これについては、どのような感想ですか。

深澤雅貴大臣官房審議官

現時点においては、これまでやってきた各種調査の結果を踏まえた防衛省の検討結果について御説明をさせていただくという段階でございまして、また秋田市さんのように、独自に防衛省の検討結果を検証したいといった意向があるところもございまして。そういった中において、いつまでにといつたところをこの場で予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきたいと考えております。

竹下博英議員

少し話を変えますが、実は私も含め議員6名で、昨年——もう年末に近くなってからでございますが、ポーランドとルーマニアにこのための調査に行ってきました。それで、報告書の中に書かせていただいているのですが、一番の違いは、両国の一般の方々、あるいは施設の地域の方々の国防というものの考え方の違い——我々と少し違うのかなという思いがありました。これは、国情の違いですから、それはそれで仕方がないことではございますが。そしてまた、施設の関係では、ルーマニアもポーランドも旧空軍基地や軍隊の基地を使っている関係で、非常に広いということは事実でございます。そして、新屋と比べたときに、その7倍から10倍くらいの広さで運用されているわけですが、そういう意味で私はその報告書の中に、「現状のままではなかなかそれを配備するのは難しいのではないかと」というふうに書きましたが、それは現状のままの話でございます。

きょうの説明を受けますと——これは80ページでしょうか——隣にある県有地を取得して、県道を付けかえて、今演習場の中の一番西側にこの施設を配置して、700メートルの距離を住宅地から離すということによろしいのですか。

五味賢至戦略企画課長

はい、御指摘のとおりでございます。

竹下博英議員

その700メートルという距離は、新聞紙上によれば、佐竹知事の発言から出てきた

という——それも本当ですか。

五味賢至戦略企画課長

700メートル——いわゆる緩衝地帯の確保につきましては、これまで住民の皆さん方も含め御説明をさせていただいたところでございますが、「新屋演習場に配備されるイーリス・アショアが攻撃目標になるのではないか。」とか、「その際、住宅地などが巻き込まれるのではないか。」といった住民からいただいている御不安や御懸念の声を払拭する措置、対策の一つとして、今回そのような形で案を示させていただいております。こういった、特に「攻撃目標になるのではないか。」といった指摘につきましては、先ほど御説明をしたとおり、基本的には万全の警備態勢を構築することによって、周辺地域への被害を未然に防止して、住民の皆様を守り抜くということが基本だと考えておりますが、その一方で、住民の皆様方の懸念は非常に強いと——正に議員がおっしゃられたような形で強いということから、これを少しでも目に見える形で解消できるようにレーダー施設等、VLSを住宅地、それから公共施設から可能な限り離隔して、配置するという判断に至ったところでございます。

この考え方につきましては、特にレーダーの保安距離は230メートル、VLSの保安距離は250メートルと先ほど御説明をいたしました。これらの施設はその保安距離を演習場内に収める形で安全に配備することができる。さらに、正に今おっしゃられたとおり、秋田県——知事のほうから、「新屋演習場が住宅地や公共施設と近接しているので、最低でも700メートルは緩衝地帯を確保してほしい。」という意見を頂いているということ。それから、住民の皆様方の心理的負担を軽減するというところから、住宅地などから最大限離隔して配置するというところ。それから、住宅地などからの攻撃を警戒して対処するという警備上のリスクを軽減できるということ。それから、外柵からレーダー施設やVLSまでに相当の距離があるために、仮に敷地内への侵入を許した場合であっても、警備、対処するために使うことができるスペースをより確保できるということで、防御化にとって有利で、攻撃などをより抑止できることなどを総合的に勘案いたしまして、700メートル離隔して配置することとしたところでございます。

竹下博英議員

そういう話でしょうけれども、700メートルの根拠そのものは特別——例えば科学的にだとか、そういうものはございますか。

五味賢至戦略企画課長

その科学的といふとなかなか——おっしゃられるとおり、数字的に700メートルあればどうということをお説明するというのは難しいところでございますが、我々としては今御説明したような観点を総合的に勘案しまして700メートルということで御説明をさせていただいております。

竹下博英議員

私は素人ですが、離れていれば離れているほど不安がないような気がします。この敷地内の中ではここが一番——今の示されているところが一番離れているような気がしますが、もし今、県有地を買収するとして、県道を付けかえれば、もっと左側に寄ることができるのではないかと思います。そういう検討はなされていますか。

五味賢至戦略企画課長

これまでの調査検討につきましては、飽くまでも演習場の敷地の中に施設を配備するというを前提に検討を進めてきておりました。ということで、レーダーなり、VLSなり、管理施設を演習場の敷地の外に配置した場合にどうかということにつきましては——これは仮にそういうことを検討するということであれば、改めて調査をして、その上で必要な措置というものを検討する必要があるということだと考えております。

竹下博英議員

改めて質問しますが、そのようなお考えはございますか。

五味賢至戦略企画課長

我々としてしましては、先ほど来御説明をしておりますとおり、このイージス・アショアを可及的速やかに導入して配備することが必要だと考えておρισして、そういった観点から仮にそういった検討をするということであれば、更に時間を要するというのもございまして、現時点において我々としてはそのようなことは検討しておりません。

竹下博英議員

可及的速やかに——もちろんそうでしょう。しかし、それとそこに住む人たちが少しでも不安を解消できること——比較ができる話ではありませんが——どちらを優先するかといたら、やはり後者のほうではないでしょうか。どういうふうに考えますか。調査したからといって、そこに出来るとは限らないですよ。そういう前提で今お話をしているのですが。

五味賢至戦略企画課長

我々としては、当然住民の皆様方の御不安や御懸念を払拭することが必要だと考えております。そういった観点から、我々としては調査をこのような形で徹底的にやらせていただきまして、電波の影響、VLSからミサイルを発射したときの影響、そういったことを含めまして、できる限り数字も示した上で分かりやすく御説明を——今回そういった形で示させていただいて、それを御理解いただけるように、これからしっかりと御説明をさせていただきまして、そういった御不安や御懸念を払拭させていただきたいと考えております。そういった意味で、我々としては今のこの案で御不安や御懸念を払拭できると考えておりますし、可及的速やかにその配備を進めていくことができると、そういう形で進められるように努めたいと考えております。

竹下博英議員

これは、私の意見でございますが、可及的速やかに——それは結構でございます。ただし、今よりも距離を遠くすることができる、そしてそのことによって少しでも不安が軽減できる可能性があるならば、当然それは調査する——調査した結果はどうなるか分かりませんが——調査するということが必要なのだと思いますが、ここは意見が先ほどの質問で分かれてしまいましたので、これはこのままにしておきますが——1つ最後に、私の時間が来ましたが、少し苦言を呈させていただかなければいけないのは、先ほどの調査の結果についてです。あれだけの数字が実は最初の説明と違っていたということは、端的に私たちみたいな素人は、「ではほかの説明は大丈夫なのか。」と——そういうふうに単純に私なんかは考えます。角度だけではなくて、今様々100ページにわたる資料

の説明を受けたのですが、残りの80ページくらいは大丈夫なのかと、当然そういう疑念があると思いますが、それについてはどう考えますか。

深澤雅貴大臣官房審議官

今回ほかの国有地調査において、仰角のところの数値が間違っていたということについては、大変申し訳なく思っております。他方で、それ以外の調査でございますが、電波環境調査にしても、実測量調査にしても、これにつきましてはきちんとした情報、データに基づいて調査を行った結果でございますので、そこは我々の調査結果を御信頼いただきたいと思いますと考えてございます。

竹下博英議員

先ほどから申し上げているように、住民の方々から御理解をいただきたいときに、そういうようなことは極めて相手に不信感を持たれますし、私どももそれによって不信感を持つのは当然だと思います。そういうことがお互いに分かり合っていない大きな要因となります。もう一度言います。強いほうが——皆さん方みたいに国だとか、自衛隊だとか、大きな組織のほうが寄り添う姿勢を見せないと、この問題はなかなかお互いに分かり合えるところまでいかないのではないのでしょうか。ここはやはり肝に銘じながら——「私たちがこう決めたから、さあ、ついてこいよ。」ということではなくて、もっと皆さんに分かりやすいような説明をきちんとしていくことが——先ほど私が申しましたが、そういう意見がこれから出てくるかもしれません。門前払いをするのではなくて、もう少しデータの的でいいですから、きちんと説明をして、少しでも御理解を広げていただけるような、そういうようなことを期待して——ちょうど私は44分の半分の予定でしたので、22分で終わります。あとは私の後の方が具体的にお聞きすると思いますので、よろしく願いして終わります。ありがとうございました。

加藤鉦一座長（議長）

竹下博英議員の質疑は終了いたしました。

それでは次に、工藤嘉範議員の発言を許します。

工藤嘉範議員

竹下議員の質問と多少重複するような場面があるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、新屋とむつみにした理由——先ほど来いろいろと御答弁をいただいております。ただ、私も考えるに至って、国防上の観点ばかりではなくて、地域への配慮——要は、先ほど来お話があるように秋田の、特に新屋近辺の方々に若干配慮が足りなかったのではないかと実感しています。

きょうの新聞報道と冒頭の報告書の訂正ということの前に、私もあの報告書を見ながら、きょう一番最初に質問したかったのは、今まで他地域の比較というのはほとんどしてこないという中で、今回候補地の比較が随分詳細になってきたという——これ自体が我々、秋田の地域住民の方々の不信感を逆に招いているのではないかと。何か後づけのような理論がどどっと出てきて、しかも今回、先ほど来説明の中ではデータの不備というようなお話がありましたが、もしかすれば、改ざんとまでは言わない——言葉は悪いかもしれませんが——そういった疑念や疑義を持たれるような状態になったということ

について、もう少ししっかり釈明というか、説明をしてもらいたいと思います。その点についてお願いします。

五味賢至戦略企画課長

このたびこのようなことが生じまして、改めて本当に議員や住民の皆様に対しておわび申し上げたいと思います。

それで、今回なぜこういうことが起こったかということについて若干御説明をさせていただきます。先ほど少し御説明をいたしました、他の国有地の検討におきましては、国有地の周囲に遮蔽物がないかを確認して、遮蔽物となり得るものがある場合には、国有地との間の見通し線の角度がどれくらいになるかを計算していたところでございます。この計算方法につきましては、地図データを使用した机上計算で実証したところでございますが、当該国有地と周囲にある山の頂上付近との角度を計算するというところでやってきましたところでございます。その元データとなる地図データが、高さ、縦方向と距離、横方向の縮尺の割合が本来のものとは合っていなかったということで——その縮尺を合わせた上で当該国有地と山頂付近までの距離と山の高さを基に角度の計算を行わなければならないというところではございましたが、縮尺が不整合なまま角度の計算を行ったために、角度の計算ミスが生じたということでございます。ある意味、初歩的なミスでございます、本当に遺憾なところでございますが、防衛省としてはこうしたことが調査検討、結果全体の信頼性、信憑性を失墜させかねないと認識しておりまして、本当に大変申し訳なく思っております。二度とこのようなミスが生じないように努めていきたいと、再発防止策を徹底してまいりたいと考えております。

工藤嘉範議員

先ほど竹下議員も指摘したように、全体に対する信頼を損なうという——今五味課長がおっしゃったように、やはり信頼を失墜するというようなことが懸念されますので、是非こういうことがないようにしてもらいたいと思います。

今回新屋への配備という表明以来——我々は今回議員として選挙が終わりました。特に選挙がありましたし、選挙のみならず、いろいろな方々、秋田市民の方、あるいは県民の方々と意見交換というか、御意見を頂く機会は相当多かったです。いろいろとお話を伺う中で、本当に反対——国防とはいえ、いろいろな意味で反対という、強く懸念を示している住民の方々もいっぱいいます。一方で、日本の国防上必要だという方も一定量はいると私は認識をしております。ただ、いろいろな方々がそういう賛否両論ある中で、こういったものを先ほど来結論づけた——深澤さんがおっしゃったように、北朝鮮の脅威というものに対して、やはり外交で決着というか、その努力をもっとしないといけないのではないかと、そういうもので解決できればよりいいのではないかと意見も相当あるわけです。それについての結論は、きょうの最後の結論にあるように、北朝鮮の脅威というような話ばかりするわけですが、そこについてもっと国としてやれるという可能性はないのですか。

五味賢至戦略企画課長

こういった問題につきましては、当然まずは外交の観点から解決をするということが基本だと考えておりますし、政府全体としてそこは外交努力をするということでございます。

ます。実際、国連などの場も含めて、この問題について関係各国と協力をしながら、外交的に解決をすることが基本だと考えております。特に昨年の6月に米朝首脳会談がございましたが、そういった中で外交努力は続けておりますし、我が国としても特に米国と協力をして、実際に非核化が達成されることが重要だと考えております。

他方で、これは何も北朝鮮の問題だけではございませんが、我が国の国民の生命、財産を守り抜くという観点からは、適切な防衛力を整備することは必要だと考えております。我々としてはその必要な最小限の防衛力というものを現下の安全保障環境の中で見ていくと、やはり先ほど来御説明したような観点から、このイーグリス・アショアを導入して、我が国のミサイル防衛態勢というものを抜本的に強化する必要があると考えております。そういった態勢を強化することによって抑止力を発揮すると——ある意味、外交の後ろ盾にもなるということで、我々としては、政府としては必要なものだと考えております。

工藤嘉範議員

けさほどのニュースでも、北朝鮮の報道官が、「我々の我慢、忍耐力も限界だ。」というようなコメントを発表して、やはり非常に不確定な要素があると認識しております。ただ、今五味課長がおっしゃった抑止力の話であります——今回防衛の抑止力という言葉をよくお使いになります。これについては日本全体の国防上の抑止力という観点からは、非常に意味が重いというか、私も理解します。ただ、皆さんの懸念というか、秋田県民あるいは知事も含めての懸念の中で、配備先の懸念とリスクが高まるという——この不信感は払拭されていないと思うのです。このことについて、もう少し分かりやすい安全性というものが欠落というか、少し抜けていると思いますが——国と配備先の安心、安全についての比重というか、私はその辺が欠落していると思いますが、いかがですか。

五味賢至戦略企画課長

正に議員おっしゃられたとおり、我々としてはイーグリス・アショアを導入することが我が国全体としての抑止力を高めるということになると。そういった全体としての抑止力を高めることで、この秋田も含めて攻められる可能性は低くなると考えております。その上で、これまで様々御不安や御懸念をいただいているところでございまして、特に警備の態勢について御不安をいただいておりますが、これにつきましては我々としては今回御説明をしたような態勢をしっかり構築する中で、そういった御不安や御懸念を払拭させていただければと考えております。引き続き——もちろん説明ぶりについては工夫をして、皆様方に御安心いただけるような形にしていきたいと考えております。

他方で、やはり警備、防衛という観点で、相手に手のうちをさらすわけにはいかないという点もございまして、具体的に「相手がこういう形で攻めてくれば、こういう形で守ります。」というところを説明することについては、一定の限界があるということで、なかなか難しい面もあると御理解いただければと思います。いずれにしても我々の説明の仕方も工夫をしながら、皆様方に御安心いただけるような形にできる限りしていきたいと考えております。

工藤嘉範議員

私は、今回選挙に当たって、いろいろなメディアからもアンケート等を頂き、答えました。直近になっても、新聞社からのアンケートに答えているのですが、一貫して私のスタンスというか、考え方というのは、やはり国防上——そう思っている人もいっぱいいると思うのですが、国防上の観点あるいは安全保障上の観点から、こういうシステムは必要なのではないかという思いには至っております。知事の対応——今回皆さんとずっとやりとりしている対応の中でも、知事あるいは県当局の方々というのは一生懸命やって、県民のために情報を開示してほしいというスタンスも私なりに評価しております。しかし、新屋に配備——今の演習場に配備ということに関してはバツを付けさせていただいております。ただ、その理由は、今の新屋演習場に配備というのは、皆さんが今回県有地を買収するという結論も一つのアイデアというか、案を出してきたというのは——余りにも生活圏に近過ぎるといふ、それが私の考え方です。その余りにも近過ぎるといふ観点から、今回県有地の買収に至ったのではないかと考えていますが、その辺の経緯を少し御説明ください。

五味賢至戦略企画課長

県有地を取得させていただき理由として、我々としては緩衝地帯というものを700メートル程度とることが適当だと判断した結果でございます。その理由につきましては——その根拠につきましては、先ほども御説明をしたところでございますが、これまで住民から頂いたそういった御不安や御懸念を少しでも目に見える形で払拭をするという観点で、そういった形の案を示させていただいているということでございます。ただ、我々としては今回御説明をしたように、少なくとも物理的には電波の関係、発射機の影響、身体への影響、周辺環境への影響などという観点からは影響が生じないことは確認ができています。その上で、更に皆様方に安心をいただくという観点から、こういった措置というものをとらせていただきたいと考えている次第でございます。

工藤嘉範議員

そういう意味では、先ほどの質疑でもありました、知事の700メートルという——知事が、知事がというようなことを何度もおっしゃるのですが、では知事が1,000メートル、あるいは1,500メートルと言えば、そのものを確保できるのかと——それでは余りにも合理性がないと。質問が重複しますが、私もやはり700メートルというものに対して、主体的に合理性を持った説明が欲しいと思っておりますが、いかがですか。

五味賢至戦略企画課長

その点につきましては、合理性や科学的という観点からすると、我々としては調査検討の結果、こういった緩衝地帯を仮に設けないということであったとしても、この演習場の中に設置をすることによって、周辺への影響、それから警備の態勢も含めて、十分しっかりとれるというのが基本的な考え方でございます。ただ、他方で、住民からこれまで繰り返し出されてきた御懸念や御不安など、そういったものも踏まえまして、できる限り目に見える形で住宅地や公共施設から施設を離して、少しでも更に安心をしていただくという観点から、こういう措置をとらせていただいているということで御理解いただければと考えます。

工藤嘉範議員

先ほど竹下議員も話をしておりましたが、今回の県有地を買収しながら、道路の付けかえというお話もありました。今の県有地を買収しながら、この報告書にあるような道路の付けかえでは、私はどうしても不十分というか、あの程度の案かと、本当に失望するような気持ちでいっぱいです。そういう意味では、今の平面図に住宅地側というか、東側のほうの境界ぎりぎりに堅牢な——ミサイル攻撃のことについては私はよく分かりませんが——やはり皆さんが再三心配しているテロの攻撃だとか、あるいは警察との連携で防御ができるかどうか、最初から——冒頭1回目の説明の辺りから非常に不信がある。警察が守れるものなのかというような話——きょうも報告書に書いていますが——秋田県警にそういうことを期待しないで、やはり自前できちんと防衛、守れるというような態勢を作るのが当然だと思うし、そのために緩衝帯というのは本当に堅牢なものであってほしいと。道路自体を防護に使えるような、そういったようなものを幅広くとって、そして丈夫なものにするというような、そういう発想はないものなのですか。

江原康雄施設計画課長

施設計画課長の江原でございます。ただいま御質問を頂きました県道の付けかえについてでございますが、西側ではなく、東側に付けかえることを含めてどうなのかという御質問かと思えます。県道の付けかえにつきましては、防衛省でも様々な検討を行いました。今回80ページでお示しさせていただいている案につきましては、東側の市道を活用するとなりますと、現在の県道の形や地域住民の皆様の道路利用の形態を大きく変えてしまうかもしれないと。あと、実質的に県道がなくなって——閉鎖することになってしまっただけは影響が大きいことから、西側に付けかえる案を今お示ししているところでございます。

工藤嘉範議員

私は80ページの図面をけさ見てきて——先ほど可及的速やかにという話をしながら、県有地の、それから今の新屋演習場の敷地内で完結するというのは、何となくこんな感じで、私はこういうふうにしたらいいと思って、ぱっとマジックで引いてきたのです。ただ、究極は新屋のずっと東側にこんな感じでやるとすごくいいなと——いいなというのは変ですが——こういったものをもう少し提案していく姿勢が必要かと思っています。今回、用地を県に譲ってほしいという話と、こういうものを整備していくというふうには私はとっていないです。トータルでみんなの安心、安全の疑念を払拭しながら、こういったもので秋田県にお願いしたい、そして県民の安全を守ろう、そして日本の防衛にもというような、トータル——総合的に情報を全部示しながら進めていってほしいと思います。小出しでは県民の疑念は払拭できないと思いますが、いかがですか。総合的にやっていくための今までのスタンスも含めてお答えいただきたいと思います。

深澤雅貴大臣官房審議官

今回御説明させていただいている内容につきましては、これまで我々のほうから説明している中で、知事さんや市長さん、議員の皆さんや地元住民の方々から頂いた御意見に基づいて、防衛省内で検討した結果ということで、1つの案としてお示しをさせていただいているということでございます。今後、またこの案につきましては、県や市等々

から御意見を頂くことになろうかと思っています。そういった御意見も踏まえながら、よりいい形にすることができればと考えています。

工藤嘉範議員

そういう意味では、先ほど竹下議員も指摘しました。当事者の穂積市長も、間延びをするような日程というか、スケジュールみたいなことを表明していますが、皆さんの先ほどのやりとりを聞いてみると、そんなものではないというふうに認識もしているようですから、もっと地元の理解を進めながら、国防、安全保障をやるためにも、一体的に状況報告——条件というか、いろいろなものを開示しながら、県民からも行政からも理解を深めてもらう努力を更に進める必要があると思います。最後にお答えください。

深澤雅貴大臣官房審議官

議員御指摘のとおり、しっかりと県や市と総合的にいろいろ御調整をさせてもらいたいと考えています。

加藤鉦一座長（議長）

以上で自由民主党会派の質疑は終了いたしました。

次に、みらい会派の質疑を行います。東海林洋議員の発言を許します。

東海林洋議員

みらい会派の東海林と申します。よろしく申し上げます。

私は、先ほど質疑を行いました竹下議員とともに、昨年11月、ルーマニアとポーランドに実際、調査に行ってきたので、それを踏まえて質問したいと思います。

イージス・アショアの導入及び秋田、山口に配備することに関しましては、いろいろな考えがあると思いますが、今ここでその是非を論じることは、時間も掛かることですからやりませんが、新屋に配備することについて伺います。

一番最初に順番を間違えたというのが、私も同じ考えです。世界に1つか2つしかない重要な防衛施設を造るときに、どれだけ危険か、安全を確保しなければいけないということをまず一番に考えるはずですよ。それをどれだけ広さ、あるいは安全対策が必要かというのを考えた上で場所を設定するのが常識だと思いますが、先ほど聞いてみますと、配備を急ぐからそういうものをしていないということでした。本当に最初からそういうことを考えないで、全て急ぐからということで、条件、安全対策の基準を決めなかったのでしょうか。

五味賢至戦略企画課長

当然その配備を決めるに当たっては、周辺への影響——それは住民の皆様方の影響も含めて、しっかりと確保されるというのが大前提でございます。そういった意味で、先ほども御説明をいたしました。当然その配備を検討するに当たっての条件の中には——特に1平方キロメートル以上必要というのは、そういった周辺への影響、住民への影響も踏まえた条件ということになっておりまして、この点につきましては既にイージス・アショアを配備して運用している米国からの助言も踏まえまして、そういった条件の下に配備候補地を検討して、選定したというところございまして、決してそういったものがもともと欠落をしていたということではございません。ただ、我々の説明ぶり、対応ぶりというものが適切ではなく、皆様方にしっかりとその点について伝わっていな

ったということであれば、その点については反省をしているところでございます。

東海林洋議員

昨年6月に配備計画を発表する前に、既にルーマニアでは2016年から運用されていますし、着工は13年です。皆さんも当然世界に1つしかないものを——米国も一緒にやっていますから、見に行かれたと思います。いつ見に行っても、その状況がどうだというのを確認した上で今の御発言ですか。

五味賢至戦略企画課長

ルーマニアへの防衛省の派遣、実際の研修というものについては、当然配備候補地を発表する前にも行われていたところでございます。具体的にそれがいつだということについて——私は、その事実関係、ちょっと今持っておりませんが——確実にそういった配備候補地を発表する前に研修のような形で、米軍にその依頼をして、ルーマニアなどに訪問したという実績はございます。私につきましても、昨年の秋に実際にルーマニアに参りまして、状況を把握したということもございます。

東海林洋議員

おかしいな。もし事前に行っているのだとすれば、当然、現地の状況を見たと思います。先ほど1平方キロメートル、いわゆる100ヘクタールあれば全て配備可能だという基準をおっしゃいましたが、そうはなっていないはずですよ。ルーマニアで1,000ヘクタール、ポーランドで700ヘクタール、それも二重構造です。150から200ヘクタールほどのイージス・アショア、いわゆるレーダーとミサイルの基地——アメリカが造ったものが中であって、その周りに500町歩から800町歩の土地、これが軍事基地としてその国の軍隊が守る、こういう二重構造です。さらにその700ヘクタール、1,000ヘクタールの周り、これが1キロから3キロ、ほとんど人のいない原野です。言ってみれば三重に安全性を確保している。それはなぜかと我々も尋ねましたが、彼らにとってはこれだけ重要な軍事施設ですから、事故、テロ、有事の際の安全を考えればそれくらい必要だと。もちろん更に大前提として、「そういった軍事施設で何かあったときに民間人を巻き込まないというのは世界の常識でしょう。」というふうに両国の軍人の方から言われました。日本の防衛省は、住民の安全とかそういうものを何でポーランドやルーマニアよりも落として考えるのですか。同じようにできないのですか。

五味賢至戦略企画課長

当然我々としては、ルーマニアとかポーランドの施設の状況についても把握をしております。御指摘のとおり、今我々が候補地として考えている新屋なり、むつみに比べて、全体としての敷地の面積はルーマニア、ポーランドのほうが広いことは十分認識をしております。ただ、施設の配置という観点、また周辺への影響という観点からしますと、我々がしっかり調べた結果、また米軍からこれまで得られている助言、データなどに基づきまして、この1平方キロメートルがあれば、そういった観点についてしっかりと満たせるということは確認をしております。これは、しっかり米国にも確認をしております。そういった意味で——もちろん実際、国の人口密度とか、国土の広さとか、そういった観点もありますので、そこは少し我が国の状況と単純に比較はできないと考えておりますが、我々としても当然そういった——繰り返しになりますが、皆様方の安全を確

保するために必要な、ある意味、我々の防衛施設に必要な面積というものはしっかり確保した上で、イージス・アショアだけではなくて、ほかの施設についてもそういった条件を踏まえて設置をしていると認識をしております。

東海林洋議員

「我々の」でなくて——住んでいる国民、住民の安全対策も踏まえて考えたら、本当に必要ならば、最初から新屋に押し込めるのではなくて、必要な場所を予算を掛けて造っていくという方法もとれるはずですよ。そういう検討をしている説明は全く受けたことがございませんが、どうしてですか。

五味賢至戦略企画課長

繰り返しになって恐縮でございますが、当然我々はその検討をするに当たって、住民の皆様方に、また周辺への環境に影響を与えないという面積が幾らかということをお我々として検討した結果、1平方キロメートルだということが出てきたと。それを前提に我々として配備候補地の検討を行ってきたということでございまして、我々としてはこの面積が確保できれば、十分に住民の皆様方に影響を与えない形で施設の配置、配備ができると考えている次第でございます。

東海林洋議員

何か水かけ論になってしまいますね。我々が調べた結果はそれだからといって、中身がほかの国よりもずっと安全度が低いものを示して、それで大丈夫だと言われたって、理解も何もできないと思います。本当に住民の人、県、市、両議会等の了解、理解を得てというつもりであれば——このままいったら理解がないままになってしまうと思いませんか。

五味賢至戦略企画課長

この1平方キロメートルの根拠について若干御説明をさせていただきますと、正に我々としてルーマニアやポーランドにおける事例を参考にして、米軍からも助言を得て、イージス・アショアの構成品としてのレーダー——LMS SR、それから指揮統制所1基、それから垂直発射装置——VLS 3基、迎撃ミサイルSM-3、それから迎撃ミサイルなどの格納庫、隊員の勤務を支援する勤務庁舎、厚生施設、隊員が居住する隊舎、警備に必要な警衛所、そういったものを適切に配備をするという観点からは、1平方キロメートルの敷地が必要で、さらにこういった敷地に配備すれば、電磁波による人体への影響、それから迎撃ミサイルの発射の際の噴煙や衝撃といった敷地外への影響を未然に防ぎまして、周辺に対する影響を生じないようにイージス・アショアを配備できると見込んでおりまして、そういった検討の結果、そういう条件に合う場所を探したというところでございます。

深澤雅貴大臣官房審議官

今御説明をいたしましたのが昨年配備候補地という形で、新屋、むつみというのを選定したときの考え方でございます。その後、それについて我々が地元の皆さんに説明をしていく中において、住宅地や公共施設からできるだけ離してもらいたい、VLSとかレーダー施設についてはできるだけ離してもらいたいといったような御意見も伺っておりますので、今回防衛省で検討いたしました安全・安心対策の中では緩衝地帯として

700メートルの離隔を設けるということ。それによりまして、レーダー施設とVLSの保安距離が演習場の敷地外に出る関係もございますので、演習場の西側の県有地を取得させてもらいたいといったことについて御説明をさせていただいているところでございます。

東海林洋議員

先ほど700メートルの距離、それから県有地の取得に関しては、知事の記者会見、それから住民の要望等を参考にしたという話がありましたが、秋田県及び秋田市から出している要望書にそのような記載はしておりませんので、記者会見でお話したのを使う——まさか防衛省がそんなことをするわけではないと思うのですが、皆さんのほうが安全対策のずっとプロですよ。知事にその700メートルの根拠等を確認しましたか。

五味賢至戦略企画課長

直接こちら側から県知事なり県に対して、その700メートルの根拠は何かということをお聞きしたことはございませんが、ただ直接——単に記者会見ということだけではなくて、実際に我々側と知事との会談がある場においても、そういった趣旨の御発言をされて——最低限そういったものが確保できないと難しいというようなお話をされたということはございます。

東海林洋議員

根拠は確認されましたか。

五味賢至戦略企画課長

根拠については、我々としては具体的に確認をしておりますが、我々として把握している部分につきましては、知事が過去の御発言の中で、テロ対策のような観点から、その程度の距離が必要だというような趣旨のことをおっしゃっていたということは承知をいたしております。

東海林洋議員

今回この県有地がもし取得できなければ、皆さんはこの新屋の配備は不可能とお考えですか。それとも県有地は取得できなくてもこのままで配備が可能だとお考えですか。

五味賢至戦略企画課長

我々としては、今回このような形で700メートルの緩衝地帯を確保することが適当だということでお示しをさせていただいておりますので、現時点では御理解を賜りまして、この県有地を取得させていただければと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたが、1点申し上げておきたいのは、他方で実際に県有地を取得しない場合であったとしても、先ほど申し上げたような形で、住民の皆様方に影響を与えない形で施設を配置できるという、そういった考え方は変わらないということでございます。いずれにしても我々としてはできる限りといいますか——700メートルの緩衝地帯を確保することが適当だと考えておりますので、取得をさせていただければと考えております。

東海林洋議員

買えなくても造るという御表明に受け取りました。

最後ですから——少なくとも私はそのものが反対なのではありません。国を守る、国民を守るものを造るときに、何で国民、住民の人を第一に考えてくれないのか。また、その基地はとても重要なもの、危険なものでもあります。そこで警備に当たる隊員の方々も、狭い中にいれば、有事の際には非常に危険だと思います。世界中の国がそれを分かって、広い場所に十分な距離をとって造っている。是非日本の防衛省の皆さんも、もしどうしてもこれをやるのであれば、それだけは間違わないでやっていただきたいとします。

終わります。

加藤鉦一座長（議長）

以上でみらい会派の質疑は終了いたしました。

次に、社会民主党会派の質疑を行います。石田寛議員の発言を許します。

石田寛議員

今、東海林議員から面積の話が出ましたが、私もそのことにまず触れたいと思います。

北朝鮮でもどこでも攻めてくる場合に、何発飛んでくると想定しているのですか。時間が無いから早めに教えてください。

川上直人防衛計画課企画調整官

防衛計画課の川上と申します。我々、弾道ミサイル防衛は当然北朝鮮からの弾道ミサイルの脅威ということで整備をしていますが、何発撃ってくるか——当然北朝鮮は保有数はございますが、1回に何発飛ばすかについてはケース・バイ・ケースでございます、あらゆる可能性を踏まえながら、我々は整備を進めてきています。

石田寛議員

飛んでくる場合は、最低何発くらい飛んでくると考えていますか。想定しなければ準備できませんでしょう。

川上直人防衛計画課企画調整官

そこは、それをどういうふうにするのか——例えば外交的な威嚇として使うのか、あるいは本格的な攻撃に使うのか、こうしたことによって飛ばしてくる数は当然変わり得ると思います。

石田寛議員

でも、複数飛んでくると想定しないのですか。

川上直人防衛計画課企画調整官

当然、昨今の演習において、北朝鮮は同時に複数発射するという実証をしてくれています。そうしたことも踏まえて、我々は同時多発的な発射に対してしっかりと対応していく必要があります。今までのイージス艦の態勢、それからPAC-3（地对空誘導弾ペトリオット）の態勢、こういったものに加えましてイージス・アショアの導入ということを検討しているところでございます。

石田寛議員

先ほどの資料を見ると、実験の結果、6割くらい命中したという、見ても半分です。では、例えば3発から5発が飛んできた場合、1発でも外れた場合に、もしこの新屋演習場に落下したら、この緩衝地帯700メートルで被害が止まらないでしょう。ルーマ

ニアでも、ハワイでも、何であれだけの広い面積があるかということは、外した場合に落ちて住民に影響のないように広さがとられているのではないですか。あなた方は外さないのですか。「私は失敗しない。」と言っているテレビがありました、そうですか。

川上直人防衛計画課企画調整官

これまでアメリカでも迎撃試験をやってきました。それで、成功したこともあれば、必ずしも成功しなかったこともあります。その原因も、人為的なものであったりとか、機械上の接続の不具合であったりとか、それは様々でございます。そうしたこともあるので、我々はできるだけフェールセーフといいますか、手段を多数そろえると。要するに今、二重防衛でございますが、三重防衛、それから当然日米の……

石田寛議員

いや、いいのだよ。外すことは想定していないのですか。緩衝地帯の広さはそういう場合も想定しているから、ルーマニアもポーランドもハワイも広いのです。そのことをどう思いますか。

川上直人防衛計画課企画調整官

弾道ミサイルの攻撃そのものは、当然どこを向いて来るか分かりません。ただ、そうした中で、我々は多層の防衛システムを構築することによって、正に迎撃態勢というのを……

石田寛議員

あなた方は外さないということですか。

川上直人防衛計画課企画調整官

外さないための態勢というのを整えるべく、我々は防衛力整備をしています。

石田寛議員

絶対外さないですか。

加藤鉦一座長（議長）

石田議員、座長の許可を得て発言してください。

石田寛議員

絶対外さないのですか。緩衝地帯との関係を聞いているのです。

川上直人防衛計画課企画調整官

我々は、国民をしっかり守るという観点から、1つのシステムではなく、多数のシステムによって弾道ミサイルの脅威に対抗するというものを整備しています。

石田寛議員

私は、やはり外す場合もあり得るという想定をするべきだと思うのです。そこで初めて緩衝地帯が出てくるのではないですか。ですから、ルーマニア、ポーランドやハワイが広いというのはそこにあるのではないですか。

川上直人防衛計画課企画調整官

お答えいたします。

弾道ミサイルの防衛というのは、我が国全体に配備されているシステムであるとか、米国のアセット、こういったものによって対応するものでございます。

一方で、緩衝地帯の考え方については、1つの考え方として、ここは当然弾道ミサイ

ル防衛の拠点であるので、攻撃を受けるのではないかというような想定、これは当然ございませう。そうした中で緩衝地帯——先ほど五味課長からも説明がありましたように、しっかりと1平方キロメートルをとって、700メートルをとって、そうした中で、もしテロリストが上がってきても、隊員としてしっかりとその対応の準備はできるようにと、こういった観点でそうした広さのものをとっております。

石田寛議員

私は、だから数発飛んできたときに、それが秋田に落ちる場合が想定されないのかと、その場合の緩衝地帯はどうなるのですかということを知っているのです。

川上直人防衛計画課企画調整官

繰り返しととられてしまっは恐縮なのですが……

石田寛議員

では、いいです。北朝鮮から飛んでくる場合に、必ず大気圏外を通るのですか。

川上直人防衛計画課企画調整官

弾道ミサイルは、特性上、大気圏外を飛行してきます。特に数百キロメートルを飛ぶ場合には。

石田寛議員

日本を北朝鮮が狙う理由は何ですか。

五味賢至戦略企画課長

北朝鮮の意図については、その状況にもよりますので、そこは少しお答えすることは難しいということがございます。ただ、北朝鮮はこれまでも挑発的な言動を繰り返してきたという過去がございます、特に能力についてはこれまで御説明をしてきたような形で着実に能力を高め、非核化へのコミットを公表もしているわけがございますが、実際は現在のところ何らその行動を見せていないというところでございます。

石田寛議員

でも、北朝鮮は対アメリカの関係で対立しているのではないですか。防衛上、日本と対立しているのですか。

五味賢至戦略企画課長

この現時点において、対立をしているかどうかということについてはなかなかお答えすることは難しいところがございますが、いずれにしてもこれまでの過去の言動についてはかなり我が国に対しても挑発的な言動をしてきたという過去はございます。

石田寛議員

日本の場合、一番人口が多いのは東京ですが、東京や大阪に弾道ミサイルが飛んできた場合に秋田で守れるのですか。迎撃できるのですか。

五味賢至戦略企画課長

これについては、御説明をさせていただいたとおり、イージス・アショアを適切な場所に2基配置をすれば、我が国全域を防護できると。その中で、我々が今検討している中で最も適切な形で防護できるという候補地がこの新屋とむつみ演習場だというのが現状でございます。

石田寛議員

私は、迎撃できないと思っています。長距離弾道ミサイルの場合は、秒速5キロから7キロと言われていて、1,200キロを5キロから7キロの秒速で飛んでくれば、4分で来るのです。あなた方の想定は、中距離を想定し、10分で狙い撃つということでしょう。調べると長距離弾道の場合は5キロから7キロの秒速と書いていますよ。東京を狙ったとき、秋田からどうやって落とすことができるのですか。

米倉和也防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官付事業計画調整官

防衛装備庁の米倉と申します。今言われた5キロから7キロといいますが、例えば長距離弾道弾を高くまで打ち上げて、落ちてくるときの最大の速度が5キロから7キロ、そういったことになっております。そのために、長距離弾道弾というのは落ちてくるまでの間に長い時間が掛かっておりますので、その間に迎撃ミサイルは迎撃地点に届かせることが可能だと考えております。そのため、迎撃できると考えております。

石田寛議員

いずれ地球は丸いから、見つけるまでも大変なので、そう簡単に迎撃できるわけではないと私は思っているのです。何か科学的に証明できますか。秋田からですよ。長距離弾道弾の場合、東京を狙ったものをどうやって科学的に秋田から狙えるのですか。

米倉和也防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官付事業計画調整官

まず、そもそも今言われた長距離弾道弾というのがロフテッド（ロフテッド軌道：通常よりも高度を高くとり、高仰角で落下する軌道）という意味で言われているのでしょうか。確認をさせてください。

石田寛議員

文献を調べていくと、秒速5キロから7キロと載っていたから、そういう意味で聞いているのです。

米倉和也防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官付事業計画調整官

今回は、SM-3ブロックII Aを搭載する予定でございますが、そのSM-3の性能の範囲であれば、当然迎撃することが可能でございます。

石田寛議員

あなた方、きょう地元のマスコミで「ずさん」という言葉が出たけれども、最初からずさんだったのだよね。内部で検討したかもしれないけれども、海自から陸自に転換するという方針は大転換だと思っている。それが大綱（防衛計画の大綱）にも中期防（中期防衛力整備計画）にもなかったものが閣議決定で予算化されて、後から大綱と中期防に付け加えるという、こういう大転換が民主政治、近代国家の中で行われるというのに、私はびっくりしている。最初から最後までずさんだと、そう言わざるを得ません。

時間がないので、終わります。

加藤鉦一座長（議長）

以上で社会民主党会派の質疑は終了いたしました。

次に、次の世代につなぐ会派の質疑を行います。沼谷純議員の発言を許します。

質疑に際し、職員に資料を配付させますので、しばらくお待ちください。

【職員、資料を配付】

沼谷純議員

先ほどの御答弁の中で少し曖昧なところがありましたので、早速確認でもう一回、イエスカノーでシンプルにお答えください。県有地を買収できなくても配備をするというお考えなのでしょうか。イエスカノーをお願いします。

五味賢至戦略企画課長

我々としては、現時点においては県有地を取得した上で配備をさせていただきたいというのが現時点における案でございます。仮に県有地が取得できなかった場合はどうかにつきましては、我々の今考えている案とは異なってきますので、そこはまた改めて、その時点で検討しなければならないと考えております。ただ、これまで御説明しているとおおり、仮に県有地を取得しなくても、今の新屋演習場の敷地の中に適切な形で配備は可能だと、物理的に配備することは可能だという考え方については変わりはないということをお先ほど御説明したところでございます。

沼谷純議員

700メートルというのは、知事なり地元からの要望だと。700メートルというのは防衛省さんとしては特段必須ではなく要望に応えたものだという理解でいいですか。

五味賢至戦略企画課長

我々としては、物理的には先ほど来御説明しているとおおり、この新屋演習場の敷地の中に適切に施設を配備することは可能でございますが、他方でこれまで住民の皆様方から、また、首長の方々からも頂いているような御意見を踏まえれば、この700メートルの緩衝地帯を確保するということが適当だと考えております。

沼谷純議員

今、防衛省さんとしても適当だと、防衛省さんの判断としてその距離が必要だと判断をされたという御答弁だと思いますが、去年7月、8月の知事との会談の際の発言——手元にお配りしましたが——700メートルから800メートル、これはロケットランチャーのRPG（RPG—7：旧ソ連が開発した対戦車ロケット弾のこと。）という話で、「最低でも民地や道路から1キロ以上離れていないと対応できません。」というお話があった。その次の8月には、「レーダー、VLSだけではなくて、弾頭の格納庫も保安距離をとってくれ。」という要請がありました。ですから、知事の700メートルという言葉尻、一言、一部分だけ切り取って要望に応えたということではなくて、もしお答えいただけるのであれば、格納庫も含めて保安距離をとっていただきたいのですが、どうでしょうか。

五味賢至戦略企画課長

我々として、緩衝地帯を設ける根拠につきましては、先ほども御説明したとおおり、住民の皆様方の御不安、御懸念を少しでも払拭するためという観点からとらせていただいております。その際に、我々として最も考慮したのは、特に住宅地や学校などの公共施設からできる限り離すということとございました。それをこの演習場の中で実現するという事になると、先ほど資料の中で御説明をしたような赤い部分になってくることとございます。その赤い部分にその施設を配置すると、ある意味、結果として700メートルの緩衝地帯が設けられるということとございまして、我々としてはその部分が一番配慮、配意したところでございます。

沼谷純議員

地元の自治体の代表たる知事の要請というのは、そんなに軽いものですか。格納庫からも700メートル以上離してほしいと。もう一つ、図面を資料に載せましたが——武器の格納庫は700メートルどころか400メートルくらいしか離れていないのです。知事がロケットランチャーで狙えるねという、本当にその真ん中に入ってきてしまうのです。ですから、一部分だけ要望に応えましたというのは、遺憾と思いますし、知事は保安距離をとれなければ不適だと、この会談の中でお話をされていますから、この状態では不適という状態だということは——知事からすればですよ——防衛省さんからすれば250メートルをとってあげればいいと言うかもしれませんが、知事からすれば、保安距離はとれていないという判断になると思います。

それから、話を変えますが、レーダーは陸上側、つまり東側を向くことはないのでしょうか。あるのでしょうか。これはイエスカノーで。

五味賢至戦略企画課長

先ほど72ページのところで御説明をいたしました——少しこの図では東側にレーダーが行っていないような形でございますが、御説明をしたとおり、そのミサイルが発射をされて、それを探知後、飛翔、上昇に合わせてメインビームを照射して追尾をしていくと。そういった中で、場合によっては、そのミサイルの方向によっては東側、そのほかの方向も含めて、レーダーのビームを向けるということはあるところでございます。

沼谷純議員

つまりこの新屋演習場に配備した場合、レーダーが住宅地あるいは秋田商業高校、そういう方向を向くということはある得るといえることですね。明確にイエスカノーで教えてください。繰り返しの答弁は要りません。

五味賢至戦略企画課長

先ほど御説明したとおり、弾道ミサイルが発射された場合にはそのミサイルの方向によっては、方角的にはそういった方向に向けると——海の方だけではなくて、そのミサイルの方向に追尾をする段階で向けるということもございます。ただ、申し上げたいのは、地表に向かってビームを向けるということは決してございません。飽くまでも——それは当然レーダーの高さ、一定以上、15メートル、20メートルありますが、そこから最低のところでも水平方向に向けるということで、住宅地のほうに向けるということは決してございません。

沼谷純議員

東側を向くということは、天頂のほうを向いていく、西から東に向いていく。そうすれば、先ほどの飛行機の秋田空港の離着陸の高さの問題がありましたが、ああいう前提も変わってくるということだと私は理解していますので——あれは平時のレーダー照射の方向であって、何か飛翔体が飛んだときにはあの方向よりも上を向くということもあるのだと私は理解しています。

それから、時間がありませんので、最後に私から1つだけ。今回ほかの国有地の検討もされていますが、保安林があるから駄目だとか、津波のおそれがあるから駄目だとい

う説明をされていますが、買収するこの秋田の場所も半分は保安林なのです。津波の浸水地域も目の前まで、5メートルから10メートルの津波が来ると想定されているのです。この保安林は、私たちが先祖代々営んできた保安林です。ですから、秋田の場合は県有地を買って、道路も付けかえて、風車も動かして、そういうことをやってもあそこに置きたいと。ほかの国有地は、1ミリも買収しない、1本も伐採しない、現状のまままで不適ですと。こういう検討の仕方そのものが非常に恣意的で、新屋ありきだと私は思います。

以上です。

加藤鉦一座長（議長）

以上で次の世代につなぐ会派の質疑は終了いたしました。

次に、日本共産党会派の質疑を行います。加賀屋千鶴子議員の発言を許します。

加賀屋千鶴子議員

よろしく願いいたします。

最初に確認ですが、57ページ、山形県遊佐町ですか——この国有地の背後にあるのが鳥海山だということで、これが遮蔽になるので不適ということになっています。秋田の新屋演習場の場合には、東側の背後にあるのが住宅地、先ほどの質問とも関連するかもしれませんが、そういうことだということで理解してよろしいですね。

五味賢至戦略企画課長

山形の⑮の遊佐町の部分でございますが、これについては先ほど御説明したとおり、大変申し訳ございませんが、資料上、角度が15度になっておりますが、実際のところは約10度ということでございます。先ほど申し上げたとおり、レーダーの遮蔽との関係という意味においては、10度というのが一つの目安になります。これはぎりぎりのところですので、これでもって配備ができず不適という結論になるかどうかは微妙なところでございますが、他方で我々として既にここの部分についてのインフラの観点からの検討をしております、水道、道路が必要となるという点から不適ということで、考えさせていただいているところでございます。

加賀屋千鶴子議員

済みません。簡潔にお願いします。

7ページの最初の説明で、陸地には放射はしないと言っていますが、先ほどから、「基本的には照射しない。」というようなことだと言っています。だとすれば、こういうような文章は誠実ではない、真実のものではないと思いますが、その点についていかがですか。

五味賢至戦略企画課長

ここでレーダーの遮蔽になるということは——要するにこの角度、今10度ですが、この角度よりも下にはレーダーを向けられないと。向けてしまうと、正に山肌ではありますが、地表に当たってしまうということですので、そういう方向にはそもそももちろん向けられないという意味でございます。

加賀屋千鶴子議員

これまでも住民の皆さんには、住宅のほうには向けないということを繰り返し説明さ

れてきたと思います。こういう形で原則的にはだとか、想定していないということで、その不安にふたををするというか、そういうやり方は絶対してはいけないと思います。

質問を変えます。85ページに警備態勢を構築すると。先ほど来ありますが、周辺の住民の皆さんの安全を守っていくと言っています。万が一のテロだとか有事の際に攻撃の対象にならないかという、住民の皆さんの不安があるわけですが、そのときに住民の皆さんの命や安全をどのように確保されていくのですか。その対策はどのようになっていますか。

川上直人防衛計画課企画調整官

ここにもございますように、住民の安全確保は多層的に確保いたします。こういった脅威が来るかということにもよるのですが、1つは空自戦闘機、それから海上自衛隊の護衛艦、こういったもので遠方からの到来を阻止する。それから、陸上においても、警備部隊も含めて、我々はここに250人ほどを置かせていただこうと思っているのですが、当然秋田にも連隊がいます。それから、近傍から別の対空部隊を持ってくるといったこともあります。こういったことをやりつつ、当然警察、それから海上保安庁、こういったところの連携を図りながら総合的に対処していくことを考えています。

加賀屋千鶴子議員

先ほどから説明されているのでそれは分かります。なので、具体的にどうやって——例えば避難ですとか、そういうことなどについては全くないではないですか。どう避難させるとか、そういうことについては誰がどのようにするのですか。

川上直人防衛計画課企画調整官

個別具体的な警備計画について対外的に明らかにすることは我々の手のうちを明らかにすることになりますので、個別には申しませんが、当然国民保護法というのがございます。これに基づいて関係機関——県であるとか、警察であるとか、自衛隊、こういったところと平素から連携を整えてきています。こういった中で、避難誘導に関してもしっかりと対応していくところでございます。

加賀屋千鶴子議員

それを住民の方々が分からずにできますか。そういう態勢をとるからとか、国民保護法というか、秋田市でやることになるのだと思いますが、そういうことで安全に避難させることができますか。安全を守れますか。

川上直人防衛計画課企画調整官

そこは、平素からの訓練の中でしっかりと——こういったテロが来た場合の対策についても当然我々は関係機関と連携して演練していくということになると思います。

加賀屋千鶴子議員

平素から訓練をするのだとすれば、それはもう手のうちを明かすということになるのではないですか。

川上直人防衛計画課企画調整官

おっしゃるところは分かります。他方で、我々は具体的なシナリオを作って、どういうことをやるかというのを演練しないといけないのですが、特定の誰がどういう脅威を想定しているか——こういうことについては明らかにしないということでございますが、

仮定の事態でそれぞれの機関がどういう動きをするのかということ、当然連携を確認していくということになります。

加賀屋千鶴子議員

配備ありきのもので、その説明も誠実ではない。こういうものについてはやはり住民の皆さん納得しません。ということだけ付け加えて、終わります。ありがとうございます。

加藤鉦一座長（議長）

以上で日本共産党会派の質疑は終了いたしました。

次に、公明党会派の質疑を行います。松田豊臣議員の発言を許します。

松田豊臣議員

御説明、感謝申し上げます。昨年の6月以来、県や市、また議会や住民に対しまして説明会を行っていただいておりますが、実際住民理解が進まずに不安を払拭されていない状況にあるかと思えます。その不安は、やはり今回のイージス・アショアの新屋演習場に関する必然性であったり、安全対策であると理解はしているのですが、そこで何点か御質問をさせていただきます。

まず1点目は、レーダー及び候補地に関する点であります。秋田市に設置のイージス・アショアに関しては、北海道から東北、関東、信越、北陸、東海、中部を防護するとしておりますが、イージス・アショアは弾道ミサイルの発射をより遠くで探知するため、日本海の海上、水平方向付近にレーダー電波を放射すると資料にありました。実際通常時のレーダーの照射の方向、角度及び仰角、レーダーの照射量と照射時間に関して、想定されている内容をお教えてください。

五味賢至戦略企画課長

その点につきましては、資料の中でも御説明をしたところでございますが、それは事態に応じまして、ある意味レーダーを照射したり、レーダーの照射をやめたりすることによってございまして、様々な情勢を判断いたしまして、そういったレーダーの運用をするということによってございます。なかなか一概に24時間、365日のうち、どれだけ定期的にレーダーの照射をして、またレーダーの照射をしないということはお答えすることが困難だということで御理解いただければと思います。ただ、いずれにしても24時間、365日、ずっとレーダーを照射しているわけではないということは申し上げます。

松田豊臣議員

先ほども質問があったかと思うのですが、可能性としては東側、北側、南側への照射というのはあり得ることなのでしょうか。

五味賢至戦略企画課長

先ほど来御説明をしているとおり、万が一、弾道ミサイルが我が国の方向へ飛来してくるような状況になれば、探知して、それを追尾していくという中で、弾道ミサイルの方向によっては全方位にレーダーを照射するということもあり得ます。ただ、繰り返しになりますが、一定の仰角を保つということによってございまして、水平方向以下にレーダー一波を照射して地表に向ける、人に対して向けるということは一切ございません。

松田豊臣議員

そのレーダーの範囲については、どのように想定されているのでしょうか。

五味賢至戦略企画課長

済みません。レーダーの範囲という、その御趣旨を必ずしも理解していないかもしれませんが、弾道ミサイルが発射をされて、それを探知して追尾する段階においては、先ほど来申し上げているように、全方位に弾道ミサイルの方向によって向ける場合はあるということでございます。

松田豊臣議員

東側にも可能性があるというお話でございますが、今回のイージス・アショアの配置候補地に関する他の国有地の検討の中、56ページから57ページに示されているのですが、遮蔽となっている山地において、当然南側とか東側におけるレーダー設置というのは不適とされているのですが、こういうことも一概には否定はできないのではないかと思います。いかがでしょうか。

五味賢至戦略企画課長

必ずしも御質問の趣旨が理解できなかったのですが、申し訳ございませんが、もう一度お願いできればと思います。

松田豊臣議員

可能性として——このページに示されている調査された候補地に関し、適地として考え得る可能性があるのではないかと考えているのですが、その点についての質問です。

五味賢至戦略企画課長

その点につきましては、先ほど申し上げたとおり、我々としてはこのレーダーに関する遮蔽がどこかの方向において、約10度の角度の遮蔽があるような状況でございますと、レーダーの運用に支障が出るという観点から、配備候補地としては適地とは言えないと基本的に考えております。

松田豊臣議員

質問を変えます。次、電波の影響を防ぐための措置についてであります。今回電波吸収体を設置することによって影響はないという資料になっておりますが、実際この電波吸収体における電波の減衰率はどのくらいを想定されているのでしょうか。

加藤勝俊情報通信課長

情報通信課長の加藤でございます。電波吸収体は、技術的には確立されたものでございますが、数字的にどのくらいというのはなかなか言いづらいところでございます。吸収体は、セラミックなどで作ったものでございますが、それを使うことによって数十分の1とか、そのくらいには減衰するものと考えております。

松田豊臣議員

そうしますと、電磁波に関する保安距離、机上計算値では防護壁の中で収まると考えてよろしいのでしょうか。

加藤勝俊情報通信課長

そのように御理解いただいて結構です。

松田豊臣議員

以上で終わります。

加藤鉦一座長（議長）

以上で公明党会派の質疑を終了いたしました。

次に、人口減少に立ち向かう県民行動会議会派の質疑を行います。小野一彦議員の発言を許します。

小野一彦議員

それでは、私から設置と運用が予定されている各施設について——いわゆる危険施設についての保安距離の国内法上の法的根拠について確認したいと思います。まず37ページにある火薬庫についてでございます。火薬庫については、火薬類取締法第12条で火薬庫を設置するにあたっては知事の許可が必要だと——これについては国内法上、国のほうにも適用があって、自衛隊法に特例があって、経済産業大臣の承認によってなされると。これはこれで、こういう形になっているのでしょうか。

江原康雄施設計画課長

施設計画課江原でございます。

今御指摘のとおり、弾薬の火薬庫の保安距離につきましては火薬類取締法になっておりまして、自衛隊の場合には——通常は県知事の許可を頂きますが——国の場合は経産大臣と協議しながら許可を得るということになっております。

小野一彦議員

そうしますと、こういうふうに国内法の適用を受けるということで、火薬類取締法の施行規則を見ますと、保安距離については第1種保安物件、第2種保安物件ということで、新屋地区でございますと正に第1種ということで——住宅地と、それから学校、保育所があると——そういうような要件になっていて、保管する火薬の量に応じた保安距離というのが第1種、第2種という形で規定されています。これについて見ましたら550メートルか500メートルくらいになっていましたが、これはこれでよろしいでしょうか。

江原康雄施設計画課長

今御指摘の新屋地区の火薬庫からの距離でございますが、学校までの実際の距離は今600メートル程度離れています。あと、住宅までは400メートル——火薬庫は2カ所ございます。これは、火薬類取締法の保安距離は満たしているところでございます。

小野一彦議員

保安距離があって、それは550メートル……。

江原康雄施設計画課長

今御指摘の経済産業省の火薬類取締法施行規則によりますと、爆薬40トンで第1種保安物件であれば規定上550メートルとなっております。

小野一彦議員

それでは、垂直発射装置についてはどのような法規制の根拠に基づいて保安距離——先ほど説明で「250メートルに設定させていただいている。」という表現があったかと思うのですが、これはどういう法律によって保安距離が根拠づけられているのでしょうか。

江原康雄施設計画課長

今御質問いただきましたVLSは3つございますが、VLSは火薬庫等には該当いたしませんので、火薬類取締法の火薬庫に該当するものではございません。そして、我々のほうで今回計算いたしましたのは、このVLSのもの自体が全部燃料だと仮定して保安距離を算定し、それを満たしているかということをも算定しました。その結果、250メートルは——計算しても保安距離として必要な距離は満たしているという説明をさせていただきます。

小野一彦議員

私は、火薬庫ということでVLSについての保安距離を聞いたのではなくて——国内でも例えば高圧ガス保安法でロケットの発射、そういう実験施設、それで周りとの保安距離という法規制もありますが、この新たに日本国に設置する陸上配備型のこの施設の保安距離について、国内法上の根拠はあるのかということを確認したい。

江原康雄施設計画課長

VLSについての保安距離の規定はございません。国内法上のものはございません。

小野一彦議員

それは、どういう法律ですか。

江原康雄施設計画課長

火薬類取締法の対象になっていないということになると思います。貯蔵庫ではございませんので。

小野一彦議員

火薬類取締法の対象になっていないという意味で、国内法の適用になっていないという適用状況だということですか。

江原康雄施設計画課長

お答え申し上げます。

少し補足をさせていただきますと、火薬類の貯蔵等の取り扱いを定める火薬類取締法がございます。SM-3を搭載するVLSは、この法律での火薬庫に該当しないために、保安距離の算定に該当するものはないということをお先ほど申し上げました。

小野一彦議員

ということは、VLSについての保安距離の設定は、どういう根拠に基づいて設定されたのか。そこら辺については、シミュレーションで噴煙とか音というのは説明の中にありますが、やはりこういう一定の法的なルールというのは、科学的な知見に裏づけされた形での取り締まり規定になってくると思うので、そういう部分について250メートルなら250メートルと決められたという部分については、やはりもっと住民の目線になって、こういう条件で、こういう形でやったら、こういうふうなリスクがこうなると、そういうような説明があるべきだと私は思います。そこを是非今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

江原康雄施設計画課長

済みません。度々の補足で恐縮です。今御指摘いただきましたVLSでございますが、この保安距離の算定に当たりましては、SM-3の重量と同重量の固体燃料を火薬類取

締法に基づく火薬庫に所蔵した場合にどうなるか——約100メートルと算定いたしました。そしてまた、今御指摘ございましたが、SM-3の発射に伴い発生するガスや噴煙については、200メートル以上離れていれば人体に影響がない程度まで拡散すると見積もっております。こうしたことに加え、諸外国の例なども踏まえ、我々、今VLSでは約250メートルの保安距離をはじかせていただいたところでございます。

加藤鉦一座長（議長）

以上で人口減少に立ち向かう県民行動会議会派の質疑は終了いたしました。

これをもちまして予定された会派ごとの質疑は全て終了いたしました。

ここで、防衛省より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

深澤雅貴大臣官房審議官

本日御説明させていただきましたとおり、防衛省といたしましては新屋演習場においてイージス・アショアを安全に配備、運用できるものと考えてございます。しかしながら、このことのみをもって配備の工事を強硬に進めたり、またその配備先を決定するものではございません。飽くまでもこれまで進めてきた配備候補地としての調査検討の結果につきまして、地元の皆様に対し御説明し、御理解を得たいといった趣旨でございます。今後ともイージス・アショアの配備に関しまして、地元の皆様の理解が得られますよう、しっかりと努めていく姿勢に変わりはありません。

最後に今後の予定でございますが、既に御案内のとおり、今週末、6月8日から10日までの間、住民説明会を予定しています。また、より多くの住民の方に直接説明をする機会をより多く持つといった観点から、そういった住民説明会に加えまして、勝平地区の各町内会を対象といたしました説明会といったものも実施したいと考えていまして、今後各町内会と調整させていただきたいと考えています。

また、地元の皆様の御不安や御懸念といったことを払拭するために、6月中旬以降、勝平地区に東北防衛局の窓口を開設いたしまして、そこで御不安、御懸念に対して、それを解消すべく御説明をさせていただき予定でございます。

またさらに、県議会議員の皆様方から御要望があれば——きょうは限られた時間でございましたので、十分な説明ができなかった面もあると思いますので、今後御要望がございましたら御説明にお伺いさせていただきたいと考えております。防衛省といたしましては、地元の皆様方の御理解が得られますよう、誠意を持って今後とも取り組んでまいり所存であります。

本日は、貴重なお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。また、説明資料に誤りがありましたことにつきましては、改めておわびを申し上げたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

加藤鉦一座長（議長）

それでは、最後に私から一言申し上げます。まず、本日は深澤大臣官房審議官、伊藤東北防衛局長、五味戦略企画課長を初め、防衛省の皆様にご出席、御説明を頂きましたことに、県議会を代表して感謝申し上げます。

今回の全員協議会では、イージス・アショアの配備に関する各種調査や検討を踏まえ、従来から指摘されていた事項についても防衛省側から一定の対応策などが示されたもの

と理解をしておりますが、報道等にもあるとおり、秋田県民の皆さんにはイージス・アショアの配備について、いまだ不安や懸念があることも事実であります。防衛省におかれましては、本日の質疑や要望等に対して、私が冒頭に申し上げましたように、しっかりとした調査、データ等に基づいて真摯に御対応いただくようお願いしたいと思いますし、先ほど深澤大臣官房審議官から話があったように、今後開催される予定の住民説明会においてもなお一層十分に説明を尽くされるようお願いをいたします。

県議会といたしましては、引き続き住民や地域への影響を念頭に、議会内で慎重に議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、本日は長時間にわたり大変お疲れさまでした。本日の全員協議会を閉会いたします。

午後0時14分 閉 会